

予 算 決 算 常 任 委 員 会

総 務 産 業 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和 5 年 10 月 3 日（火） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津分科会長、田村副分科会長、松岡委員、重廣委員、
重村委員、有田委員、早川委員、西村委員、田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長、白井主査
8. 協議事項
9 月定例会本会議（9 月 29 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 3 時 2 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 5 年 10 月 3 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

吉津委員長 皆さん、おはようございます。ただ今から、予算決算常任委員会総務産業分科会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁につきましては、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いいたします。それではこれより、9月29日の予算決算常任委員会において、本分科会に分担されました議案1件について審査を行います。それでは、9月定例会議案第20号「令和4年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って課ごとに行います。はじめに、消防本部所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

岩本消防長 おはようございます。それでは、消防費につきまして、補足説明を申し上げます。令和4年度の決算額は、前年度と比較して、約2億1,979万円の減となっております。これは主として、前年度、消防施設等整備事業におきまして、はしご付消防自動車の更新整備によるものでございます。そのほか、決算の詳細につきましては、決算書の237ページから244ページ、主要な施策の報告書においては152ページから155ページに記載のとおりでございます。以上で、補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 おはようございます。それでは今、補足説明をいただきましたけれども、決算書244ページ、主要な施策の報告書は155ページです。第2目「非常備消防費」のコード番号900「非常備消防費」のところで、消防団員の服ですね。これの購入費用で396万円ほど決算額となっております。執行率も100%ということで、令和4年度の当初予算のときにこの金額が予算化されて議会は承認し、それで200着の消防団の服を購入されているというふうに思います。この事業自体は、私は早期に揃えてあげるべきというふうな見解をもっておりますけれども、決算も同じ金額で100%ということで、確かに消防団の服というのは通常の服と違う、燃えにくい素材で作って、ある程度活動服として着用するものというふうに認識しますので、ある意味特殊な服なのかもしれませんけれども、民間レベルで言うと200着も買うとなると、極端に言うと、実際に見積もりを取って予算化する。そして実際にそれで発注をしますよといった場合というのは、民間で言えば少しお安くなったりとかそういうことが通例として

私は考えられるべきというふうに思うんですけど、これは実際に入札業者っていうのはそんなに沢山ないのか。極端に言うと、随意契約のような形で業者というのは指定されるのか。そこらあたりを確認したいと思います。

大村総務課長補佐 今現在、難燃性の活動服につきましては、4社から見積もりを徴しまして、最低見積もり価格を予定価格として入札を行っているところでございます。

重村委員 予算化するときには、それでは4社の見積もりを取って、初年度の当初予算のときに編成して上程したと。実際にそれじゃあ一番安かったであろうその金額を予算化してますけれども、今度実際に入札したときもその業者の方が同じ金額で一番安かったということで、この100%の執行率に至ってると。そのように見解として確認してよろしいですか。

大村総務課長補佐 重村委員のおっしゃるとおりです。

重廣委員 おはようございます。今の難燃性の活動服というところなんですが、これ今200着ですよ。200着で、消防団員っていうのは人数がまだ多いと思うんですが、今のそれが100%なのか、もしくは現在の配備状況、今何%ぐらいいっているか。それについて伺いたいと思います。

大村総務課長補佐 先ほど重村委員がおっしゃったように昨年度から200着購入しておるところでございしますが、今年度につきましても200着を購入予定としております。今年度200着購入しますと、配備率は約66%となる予定です。

重廣委員 66%ですので約3分の2程度ですよ。残りは年々確実に全体に行き渡るようにこれからもやっていくという考えでよろしいですか。

大村総務課長補佐 前回の委員会のほうでも話をさせていただきましたけれども、予定といたしましては令和7年度までに整備を完了する予定としておるところでございします。

重廣委員 それと、決算とは関係ないと言われたらそれまでなんですが、ある報道で活動服の夏服というのが少し出ておりました。これは難燃性でオールシーズンですよ、今配備されてるのは。ある場所では夏服っていうのを配備して消防団の活動しやすいようにという記事が載っていたのを私は見た覚えがあるんですけど、7年度までは今の活動服を全体に普及すると。それ以降、そういう考えがあるかどうかだけちょっと伺いたいと思います。

宮本総務課長 まずは国の基準である難燃性活動服を全団員に配備したいと考えております。

田村委員 おはようございます。それでは244ページ、同じページの015「消防団運営事業」5,008万7,834円についてお尋ねいたします。当初予算に対して約15%ぐらい減額しておりますけれども、この理由についてお答えください。

大村総務課長補佐 令和4年度はちょっとまだコロナ禍でございまして、団員

の費用弁償につきまして、市の操法大会を中止したことによる減額補正となっております。

田村委員 わかりました。ということは出動回数が影響したとかそういうことではなくて、操法大会の中止によるもので、この 15%減額というふうな形で捉えてよろしいですか。

大村総務課長補佐 コロナ禍によるイベントの減少によるものだと認識しております。

田村委員 それではもう 1 つお尋ねいたしますけれども、消防団員報酬について、出動当たりの手当というのがここに入ってるのかどうかなんですけれども、昨今、人件費が上がっておりますけれども、そのあたりの影響とかはなかったのでしょうか。

大村総務課長補佐 人件費自体は条例で消防団員にはそれぞれ団員、方面隊長、団長、報酬が決まっております。その報酬に従いまして支出しているところですので、昨今の人件費の上昇とかは関係ないところでございます。

田中委員 おはようございます。決算書 237 ページからの第 9 款「消防費」、第 1 項「消防費」、第 1 目「常備消防費」でお伺いいたします。いただいております以前からの資料を見ますと、転院搬送が少し増えている年とかもあつたんですが、本年度の状況を。転院搬送にかかわらず、本年度の救急搬送の状況を前年度に比べたりとかして、いかがだったかお伺いいたします。

廣田警防課長補佐 令和 4 年中の救急搬送件数なんですが、1,965 件中搬送人員が 1,865 名でした。昨年に比べて 198 名増加しております。

田中委員 長門市の医療体制の問題もあると思うんですが、市外に転院搬送される例も近年増えておりますけれども、令和 4 年度もそういった傾向というのは見られたのか、お伺いいたします。

廣田警防課長補佐 令和 4 年中の転院搬送については、搬送人員 1,865 名に対して 204 名搬送しております。なお、市内については 71 名、市外については 133 名を搬送しております。

重村委員 決算書 244 ページです。第 2 目「非常備消防費」、コード番号 020「出初式開催事業」です。3 年ぶりに確か出初式は開催されたと思います。消防というのは、実は新年明けてからが消防団員としての活動になる。そして 12 月 31 日の活動をもって 1 年間の活動を終わると。会計は別ですけど、一応消防団上はそういうふうになっています。ということで、新春を飾る 1 つのイベントというだけでなく消防団員にとっては、また今年 1 年市民のためにある意味尽くすんだという 1 つは節目でもあろうかというふうに思っています。3 年ぶりに行われてこの決算額を見ると、コロナ禍以前に比べると費用が圧縮されています。これは集合した、参加した消防団の数等にもよるのかもしれませんが、3 年ぶ

りに行われてまだコロナ禍ではありましたが、やるという決断を含めて決算認定にあたっての消防署としての見解、そして今後、これを見るとコロナ禍というのは未だに実は水面下ではずっとまん延していて、こういう費用の範囲内の中で規模も縮小した状態の中でやっていくのかどうなのか。この決算認定に当たっての見解と今後に向けての考え方をお尋ねしておきたいと思います。

岩本消防長 今年の出初式につきましては、重村委員のご発言のとおりコロナウイルス感染防止対策として規模を縮小して開催したところでございます。3年ぶりの開催ということで、出初式は消防団員の士気を高める上でもある程度は盛大にということはあれですけど開催しなければならないといけないということは考えております。来年につきましても、今年の出初式の参加人員よりも若干規模を増やして、当日の地元の警備とかも踏まえながら検討して開催する方向で考えております。

西村委員 重村委員の確認ですが、消防団というものは出初式で辞令をもらってはじまると。そして出初式の前の日までで退団者は終わるという確認でいいでしょうかね。

岩本消防長 消防団員の辞令につきましては1月1日の発令で、出初式のときに辞令を渡すということになっておりまして、あくまでも基本的には1月1日からという状況でございます。

西村委員 大変失礼しました。勘違いしておりました。

重廣委員 主要な施策の報告書にせっかく載っておりますので153ページ、決算書で言いますと242ページになります。滅菌用UVロッカーというものを初めて知りまして、初めてこの言葉を聞きまして、このことについて、これはいつごろから配備されて、どういう効果があるのかご説明願います。

廣田警防課長補佐 滅菌用UVロッカーとは、ロッカー内で紫外線を照射し、細菌・ウイルスなどを滅菌するものであり、救急隊が使用した感染防護衣等を消毒するために使用しております。

重廣委員 これがちょうど時期的に耐用年数が20年近くあるという話は伺っております。コロナがまん延したのはもう2、3年前ではございますが、ちょうどその時期と重なっておりますので、これはコロナがあるからしたものなのか。それとも耐用年数を考えて、ちょうどこの時期になったのか。それについての説明をお願いします。

廣田警防課長補佐 UVロッカーの更新については、平成13年に購入した滅菌用ロッカーの老朽化と新型コロナウイルス感染者の搬送人員が増加したことから感染対策強化のため、新型コロナウイルス滅菌に効果があるUVロッカーを更新したものです。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか

に、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、消防本部所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、消防本部所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 09：48 —

— 再開 09：49 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

吉村三隅支所長 おはようございます。三隅支所所管の令和 4 年度一般会計決算につきましては、歳入歳出決算書及び主要な施策の報告書に記載のとおり、特に補足説明することはございません。

松崎日置支所長 おはようございます。それでは日置支所所管の令和 4 年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入歳出決算書及び主要な施策の報告書に記載のとおりであり、特に補足することはございません。

平岡油谷支所長 おはようございます。油谷支所に係る令和 4 年度の決算書並びに主要な施策の報告書に関して、補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

松岡委員 主要な施策の報告書の 29 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 11 目「三隅支所費」、コード 030「市民が主役の地域活性化事業」なのですが、これは日置、油谷も同様の事業がございまして、同じようにお聞きしたいんですが、4 年度の主な事業についてご説明をお願いします。

吉村三隅支所長 市民が主役の地域活性化事業につきましては、自治会やまちづくり団体等からの要望により、生活基盤の改善や地域の活性につながる事業、公共的な課題の解決に資する事業を実施しております。令和 4 年度の事業実績は主要な施策の報告書 29 ページにお示ししてありますが、予算額 500 万円に対しまして、実績は 466 万 9,668 円、執行率 93.4%でございました。内訳としましては、市民協働を推進する事業では、地域活性化への取り組みといたしまして、三隅川アユ放流事業のアユの稚魚の購入、いこいの森の俳句看板の設置工事を行っております。地域の安全・安心を確保する取組につきましては、準用河川の護岸補修や堆積土砂の撤去を実施しております。続いて、地域の環境整備を促進する取組につきましては、老朽化し腐食した有害鳥獣防護柵の撤去に係る重機の借り上げや、道路花壇の樹木の繁茂により通行の支障となっている

枝打ちを行っております。福祉や教育に関する取組におきましては、通学路で転落の危険性がある箇所転落防止柵の設置を行ったところでございます。災害等で緊急を要する事業につきましては、強風により破損した三隅駅駐輪場屋根材の撤去工事などを行っているところでございます。

松崎日置支所長 令和 4 年度の市民が主役の地域活性化事業では、日置支所におきましても自治会や団体等からの要望に基づき、日々の生活に密着した生活基盤の改善につながる事業や、公共的な課題の解決に資する事業等を実施しました。主な事業内容としましては、地域の安全・安心を確保するための取組では、市道の落石防止柵の設置や水路の転落防止柵の設置、カーブミラーの修繕、古市駅自転車置場の老朽化に伴う補修等を実施しております。次に地域の環境整備を促進するための取組では、旧保育所跡地の樹木が老木化し、周辺住民の生活に支障をきたしていることから、樹木の伐採や自治会におけるグラウンド、公園等の清掃活動で発生した草木の運搬などの支援をいたしております。次に教育に関する取組では、小学校の児童の通学路において、人道トンネル出口が危険箇所であることから、アドバイスマラーの設置等をしております。最後に災害等で緊急を要する事業では、今年の 7 月の豪雨で農道に大きな倒木が発生し通行に支障をきたしていることから、倒木の撤去を実施しております。

平岡油谷支所長 油谷支所の市民が主役の地域活性化事業でございますが、決算額は全体で 434 万 3,145 円というところでした。実施事業の主なものにつきまして、項目別に説明したいと思います。最初に、市民協働を推進する事業の中の地域活性化への取組が 1 件でございます。油谷河原のほ場整備田が一部陥没したということがございまして、原因としまして、ほ場整備の施工当時の構造物の確認不足であると推測されることから、復旧工事を実施しております。続きまして、地域の安全・安心を確保するための取組が 5 件ございます。一例としまして、油谷伊上の泉川に設置後数十年が経過している設置者、管理者不明の橋がありますが、老朽化により、いつ崩落してもおかしくない状況であることから、地元自治会からの要望により、撤去工事を実施いたしました。続きまして、地域の環境整備を促進するための取組が 1 件でございます。これにつきましては、大浜海岸に大量の漁網が漂着しまして、人力では対応できないことから、漁網を業者委託により撤去しております。続きまして、福祉や教育に関する取組は 1 件でございます。菱海中学校生徒が文化祭で元乃隅神社の絵の作成をいたしました。これを中学生による地域づくりや観光のまち長門市への参画につなげるため、絵を壁画にし、JR 人丸駅前に掲げる経費を支出しております。最後に、災害等で緊急を要する事業が 2 件ございます。一例としまして、梅雨期の豪雨により、ため池が破損し今後の豪雨によつては決壊の恐れがあり、早急な対応が必要であることから、ため池の切開工事を実施しております。

松岡委員 今回、三隅支所、日置支所においては執行率が 93%とか 99%とか、かなり高くなっておりますが、この 500 万円というのは、3 年目になるんだったと思いますけど、かなりこの事業が浸透して、いろんな要望とか用途とかも増えてきているんじゃないかと思いますが、この金額に対して不足してくるのではないのかなという懸念も感じますが、そのあたり三隅支所、日置支所ではどのようにお考えでしょうか。

吉村三隅支所長 予算につきましては、令和 4 年度は 93.4%という執行率になっておりますが、年度によって要望の多い、少ないはございます。現状では予算の範囲で事業実施が収まっていますことから、現状の 500 万円の予算額に不足はないと考えております。

松崎日置支所長 日置地区におきましては、集落機能の弱体化が進み、これまで自治会において取り組んでおりました事業が取り組めなくなっていることから、市民が主役の地域活性化事業の執行率は、令和 2 年度は市民のちから応援補助金を含んで 77.0%、令和 3 年度は 91.2%、令和 4 年度は 99.8%と年々高くなっておりますが、令和 3 年度、令和 4 年度におきまして、事業要望が多くて予算が不足し見送った事業要望等はなかったことから、現状の 500 万円の予算は足りているものと考えております。

田村委員 それでは、3 支所それぞれにお尋ねをいたします。先ほど市民が主役の地域活性化事業の事業内容につきまして、道路の繁茂の伐採ですか。草刈りをやったということだと思えるんですけども、これをやる対象となる道路ですけど、市道、県道、国道でいきますと、なにか縛りがあるのでしょうか。

吉村三隅支所長 三隅支所で昨年は県道に隣接しておる道路敷地の支障となる花壇の樹木の伐採をしております。特に基準というところについてはございませんが、県、国だった場合は了解を一応取りながら市のほうで支障となる木を切ったことはあります。

松崎日置支所長 令和 4 年度におきまして、市道以外のそういった樹木の伐採等は行っておりませんが、以前は市道の地元から要望があって、本庁においてなかなか予算が執行しづらい場合に、どうしてもやむを得ずこの事業で過去、執行した場合もございます。

平岡油谷支所長 令和 4 年度につきましては、樹木の伐採というのはございましたが、今年度、市道沿いの樹木を伐採した件がございます。基本的には国、県道につきましては、先に長門土木等に最初に対応していただきたいというふうな考えでおります。

田村委員 わかりました。道路管理者がそれぞれ違うのでそのあたりで自由に刈り取りができる、できないというところはあると思うんですけど。事業でありました通学路の危険箇所の危険除去、転落防止というような話もありました

けれども、そういったところでもし地元の方から要望があったら、そこは臨機応変に対応しておりますというような話かと思っておりました。道路の草刈りについてはわかりました。通学路の危険箇所について、この事業で例えば歩道の横から自転車で通う中学生がいたりとかして危険なんだよというふうな話もあったりするんじゃないかと思いますが、そういった点検っていうのはこの事業の中で行って、何か対処をしたということがありますでしょうか。三隅から順番にお願いします。

吉村三隅支所長 通学路の危険箇所につきましては、毎年小学校、中学校におかれまして、通学路の危険箇所要望というのが学校のほうに出されて、それを行政と学校の協議会のほうで話をされて、要望等で上がってまいります。そのほか地元からの要望も上がってくる場合もございます。

松崎日置支所長 日置支所におきましては、先ほど三隅支所長が申し上げましたように、市において通学路の合同点検会議というのがございます。各学校から危険箇所についてその会議で持ち寄って検討をされて、その中で日置地区においても通学路の路面標示が薄くなって子どもたちが危ないとか、あと通学路のアドバイスミラーを付けていただきたいという要望等が出ておりますので、この事業で対応して子どもたちの安全、安心の確保をしておるところでございます。

平岡油谷支所長 油谷支所におきましても、今、三隅、日置支所長が申し上げましたとおり、通学路の危険箇所につきましては、教育委員会とか道路関係部局で合同の検討会のほうで協議し、実施されておりますので、こちらの市民の主役の地域活性化事業で実施した事業はございません。

重村委員 先ほどの田村委員の答弁で確認をしておきたいんですけど、平岡油谷支所長が言われましたように、例えば道路に倒木があつてこれは緊急性を要すると。本庁に相談するという時間とかそういうのもこの案件は支所で対応したのがいいんじゃないかと、そういう場面は僕はあるんだろうと思います。私が思うのは、やはり 500 万円のこの予算というのはあくまでも市の予算ですから、例えば緊急性がある県道に倒れた樹木。これはやはりまず一番は県土木に相談されるべきであろうと思いますし、その倒木した木が道路管理者としての範疇なのか、それともずいぶん高いところから、山の持ち主の管理下にあるような木なのかというようなことで、いろいろ場面場面であるかと思いますが、3 支所長の中ではそこらあたりの見解というのは一にされてたほうがいいんじゃないかなというふうな認識を持ちましたので、それをちょっとつけ加えておきます。この事業っていうのは、令和 4 年度の当初予算編成のときにも当時の委員会の方が、例えば採択基準はどうなっているのかと。チェックシート等を使って優先順位であるとか公平性、それから緊急性、ここらあたりを鑑みなが

ら支所長として決断を下しているというようなことがありました。私が思うのは、いろんな事業をされてますけれども、実は本庁に相談すれば当然それを所管する課というのが必ずあるはずなんですよね。例えば道路であれば都市建設課だし、生活の環境に関することであれば生活環境課かもしれないし。そういったところで予算が少額である、それと本庁の修繕費とかそういった費用ももう底をついているというようなときに、こういった支所長権限の費用を充てられるというケースが多いかと思うんですけど。本庁との連絡協議をきちんとしてこの予算執行は当たっていきたいということが当初予算の中で言われているんですけども、本庁との協議っていうのはどういう場面で起こるのか。例えば道路であれば、当然市道であれば都市建設課に相談するという場面が支所長として出てくると思うんですけど、本庁との協議、ここらあたりをきちんと密にしておかないと、公平性があるのかとか支所長権限のこの費用で大丈夫だったのかというような見解が出てくると思うんですけど。本庁との協議、こういった場面で必要になってくると認識されているのか、確認をさせていただきたいと思います。

吉村三隅支所長 事業を実施いたします場合、市道や農道に関する要望につきましては、それぞれ所管する先ほど委員さんも申されたように所管する都市建設課、あるいは農林水産課の農道等が行っておる補助金制度等もございます。その整合性を保つ必要があると考えておりますが、他の部署で実施する補助事業に該当する場合につきましては、補助事業のほうを優先するということを原則として考えております。関係各課と調整を行いながら実施をしておりますが、災害等で緊急度が高い、また早急に実施をしなければならないという必要があった場合には、本事業により実施することがございます。

松崎日置支所長 市民が主役の地域活性化事業の実績の中には、本来、本庁担当課において実施すべき事業はあるかと思えます。支所におきましては、自治会等から要望を受けた際、支所においては速やかに現地確認をして地域の方々のお話を聞いて、その後、要望内容を本庁の担当課等に内容・必要性等を報告しておりますが、本庁担当課におきましては、限られた予算の範囲内において全ての要望に早急に対応するというのはなかなか現状、困難なところもありまして、担当課において予算執行が不可能な事業について、支所において、当然担当課と協議を行っておりますけど、その事業の必要性をしっかりと協議してやむを得ずこの市民が主役の地域活性化事業で対応しておるところでございます。

平岡油谷支所長 油谷支所におきましては、本事業におきまして、他部署に該当する補助事業がある場合は、先ほども話がありましたが、補助事業のほうを優先することにしております。他部署に関連する内容のものにつきましては、まず最初に、他部署のほうと連絡を取りまして、他部署のほうで実施できない

か。そういったところを確認しておるところでございます。

田中委員 この事業が始まったときから、いつも伺ってるんですけども、3年目になりまして周知の状況。地域の方に事業内容を聞きますと、だいぶ周知されてきたのかなと思いますが、令和4年度、どういうふうな取組をされたのか3支所にお伺いいたします。

吉村三隅支所長 三隅地区におきましては、若い世代の方の声の吸い上げと周知の取組につきまして、令和4年度、まずは三隅地区自治会連絡協議会での自治会長への周知に加えまして、若い世代の声を吸い上げるために、三隅地区民生児童委員協議会定例会におきまして、事業説明を行い子育て世代に周知をしていただくようお願いをして、できるだけ広く事業要望を吸い上げるよう努めているところでございます。それによりまして令和4年度につきましては、通学路の危険箇所に対する転落防止柵の設置等を行いまして、地域の市民に関する安心・安全の確保を図ったところでございます。

大石日置支所主幹 市民が主役の地域活性化事業につきましては、年度当初、日置地区自治会連絡協議会、また、地区の社会福祉協議会やまちづくり協議会、学校、保育園のPTA代表者等に事業の説明を行っており、子育て世代や教育・福祉に関する団体にも幅広く事業の周知を行っているところであり、年度途中においても、しっかり事業PRを行っております。その結果、例年、地域の安全・安心を確保するための取組や、地域の環境整備を促進するための取組については多数要望をいただいているところですが、令和4年度は福祉や教育に関する取組についても要望があり、事業を実施したところでございます。令和5年度におきましても、子育て世代や教育・福祉に関わる団体を含めて幅広く事業周知を行っており、各種団体、市各課等と連携をしながら、地域課題の解決に向けた取組を行って参ります。

平岡油谷支所長 事業の周知につきましては、自治会長や民生児童委員の皆様、それから、まちづくり協議会等で周知を図っているところでございます。また、若い世代の方への周知というところで、青少年育成市民会議の油谷支部に声掛けをしております。青少年育成市民会議への声掛けというところで、その中で先ほど報告をいたしました、菱海中学校生徒が作成した絵をJR人丸駅前に壁画として掲げる計画が上がりまして、本事業で実施につなげているところでございます。

早川委員 先ほど出た採択基準っていうところなんですけれども、500万円のうちずっと継続されている事業とかがあってあると思うんですよ。それは多分地域活性化事業とかに関わってくるので継続してやられていると思うんですけど、その事業に対する毎年やられてるというか、採択基準というかその検証っていうのはどのようにされているのか、お答えください。答え方が難しいのであれば、

その事業をされて、地域活性化にどのような効果があるとか、どういう効果を持ってるというのをお答えいただけたらと思います。

吉村三隅支所長 本事業の実施にあたりましては、地域が抱えております課題に対しまして、柔軟かつ迅速に対応し、地域住民の利益と言いますか、よりよい生活ができるようなことを推進しているところでございます。事業の審査にあたりましては、申請用のチェックシートを令和 3 年度から作成し、既存の補助事業との整合性、それから団体間の公平性等をチェックしながら、公共性、緊急性等の採択理由を明確にして取り組んでおります。市民の自治会等から出されておる要望につきまして、十分に市民の声を聞きながら、生活の環境基盤の整備等に努めております。市民の声をよく聞き実行することで、市民生活も安心・安全の確保や環境整備等が実施できたというところは実感しており、評価しているところでございます。

松崎日置支所長 個々の事業の評価というのはなかなか難しいところはあるんですけど、これは市民が主役の地域活性化事業を通じて評価すれば、この事業につきましては支所長が迅速かつ柔軟に要望に対応することで、先ほど申し上げました過去 3 年間の予算執行率にもありますように、地域の安全・安心や環境整備について日置地区においては一定の進展があったのではないかというふうに思っております。また地域からの要望、地域の課題等について支所の職員が地域の市民の方の声をしっかり聞くこと、また、地域とのコミュニケーションを取れる体制ができたものというふうに思っております。検証っていうとなかなか難しいところがありますが、私としてはそういう感想を持っております。

平岡油谷支所長 この事業につきましては、継続的な事業というのはあまりないというところなんですけど、油谷支所のほうでは各自治会が実施されてます河川清掃につきましては、毎年継続的に支援をしているところでございます。そんな中、河川清掃につきましては地元のほうから高齢化によってなかなか難しくなっているという現状もございます。その辺りも踏まえまして、少しでも 1 年でも長く実施していただきたいというところもありまして、毎年実施しているところでございまして、そのあたり一助になればというふうに考えているところでございます。

田中委員 予算書 89、90 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 11 目「三隅支所費」、説明コード 900「三隅支所費」、この中の業務等委託料 17 万 8,200 円。この事業の内容をお伺いいたします。

久行三隅支所長補佐 三隅支所費の業務等委託料についてでございますが、三隅保健センターに併設されている三隅デイサービスセンターでは、市の委託により長門市社会福祉協議会が地域版デイサービスを実施されてますが、デイ

サービスセンターで使用していた市所有の健康器具類で使用不能となったものを産業廃棄物として処分する必要が生じたため、産業廃棄物の収集運搬を委託した費用でございます。

重村委員 それでは決算書 90 ページです。第 1 項「総務管理費」、第 11 目「三隅支所費」の中でコード番号 900、一番最後の辺です。「土地購入費」1,960 万円とあります。これは当初予算の審査の中で、旧保健センターの用地の一部が個人の土地でそれを譲り受ける、買い取る交渉がある程度見えたので令和 4 年度に購入したいということで予算化されて、この決算額を見るとその金額で一応土地を購入されていると思います。土地の購入にあたって、予定通り順調に土地のほうを譲り受けられたのか、そして登記、こういったものも全て完了したのか確認をさせていただきたいと思います。

吉村三隅支所長 旧三隅保健福祉センターの用地につきましては、長年に渡り継続課題となっておりました。土地所有者と交渉を行いましご理解をいただきまして、令和 4 年度に用地取得ができたところでございます。委員ご質問の用地の取得の土地登記等も全て完了しているところでございます。

松岡委員 油谷支所についてですが、報告書の 31 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 13 目「油谷支所費」、025「油谷地区小さな拠点づくり推進事業」になりますが、この中でアスベストとダイオキシンの含有分析調査というのを実施されておりますが、検出されたのかどうかというところと、解体工事に対してこの影響っていうのは含まれているものなのかというところをお聞きしたいと思います。

平岡油谷支所長 検査結果につきましては、アスベストにつきましては含まれてないという結果でございましたが、ダイオキシン類につきましては、ボイラー煙突にカドミウムが含まれているという調査結果でございました。なお、アスベストにつきましては、このたびは追加調査であり、以前に実施した調査では支所庁舎の 1 階の玄関と通路にアスベストが含まれているというところは以前に分かっているというところでございます。9 月補正に解体工事の予算を上げさせていただいておりますが、その解体工事の中にもアスベストとカドミウムの除去費用は含めて解体工事の予算を計上しているところでございます。

田中委員 では小さな拠点づくり推進事業について、関連質疑をさせていただきます。数字だったりとかっていうのは今のところ表向きは出てはいないんですけども、この関連で油谷保健センターを公民館にしていこうということで、複合施設を下につくるに当たって、事業の中で様々そういうことの準備もされていると思います。油谷保健センターを公民館にしていこうっていう答弁が前にあったので。令和 4 年度どういう動きがあったのかをお伺いいたします。

吉津委員長 令和 4 年度の動きということで大丈夫ですね。

平岡油谷支所長 令和 4 年度につきましては、保健福祉センターの利活用につきましては、公民館としての方向で検討していくというところで、具体的に検討というのは、そこまではいっていないというところでございます。

重村委員 それじゃあ油谷地区の小さな拠点づくり推進事業関連で質問させていただきます。令和 4 年度に、ここにはアスベストとかその事業しか載ってないですけど、小さな拠点づくりの推進事業というのは着目点は現在の油谷支所をどうするのか。移転するのか、現在のところに建て替えるのかというような整備事業というのが眼目にあったと思うんです。この報告書を見ればわかるとおりに、最後私からすると判断時期が遅れて拙速に 12 月議会で補正予算を組んでそのまま繰越明許という形をとらざるを得なかったというふうに認識をしています。この一連の拠点整備の事業について、行政サイドの反省として 4 年度の決算で、判断の遅れ、それから事業の推進が図られなかったっていうのは、私は一目瞭然だろうというふうに思っています。決算認定にあたって、支所としてどのような 4 年度のこの事業に対する反省点と見解を持たれているのか、確認をしておきます。

平岡油谷支所長 本事業につきましては令和 2 年度から議論を始めまして、途中で水防法の改正も加わる中で、令和 3 年度基本計画検討委員会のほうから高台への油谷支所移転、そして現支所跡地に複合施設を建設という報告をいただいたところでございますが、対して地元自治会を中心に反対の声が上がり、議会のほうからも附帯決議をいただいたというところで、令和 4 年度に住民説明会を各 3 地区で行い、また地元の駅通自治会でも説明会の開催をさせていただきまして、市長自ら出席をしていただき素案を示しながら直接意見を交わさせていただいたところでございます。その後も移転に反対する会であったり、老人クラブ連合会との話し合いも重ねる中、最終的に現支所の敷地内に支所庁舎と複合施設を建設する方針の決定をさせていただいたというところでございます。基本計画の検討委員会からの報告、それと市の素案とは違う方向の決定というところになったわけですが、昨年度行いました説明会等で市長が地域住民の貴重な声を聞き、現支所敷地内での建て替え、強い思いを改めて伺い、最終的に市長が判断されたというところでございまして、重村委員のほうから時間がかかったというところがございしますが、やはりしっかり地域の声を伺いながら方針のほうは決定することができたというふうに考えております。

田中委員 では 3 支所にお伺いいたします。令和 4 年度の不用額について、お尋ねいたします。

久行三隅支所長補佐 三隅支所費の不用額 110 万 3,202 円については、030「市民が主役の地域活性化事業」及び 900「三隅支所費」の細節の不用額の積み上げとなります。主な不用額としては、三隅支所費の燃料費 29 万 8,305 円が一番額

が大きく、続いて修繕料が 22 万 4,480 円、市民が主役の地域活性化事業の原材料費が 19 万 4,000 円となっています。

宮本日置支所長補佐 決算書は 89 ページから 92 ページの第 12 目「日置支所費」の不用額 99 万 1,084 円については、事業コード 900「日置支所費」の細節の不用額の積み上げとなります。主な不用額としましては、日置支所費の修繕料 46 万 4,821 円が一番多く、続いて通信運搬費が 23 万 6,437 円、複写機使用料が 12 万 3,910 円となっております。特に一番多い不用額の日置支所費、需用費、修繕料につきましては、当初予算におきまして、日置支所の建物が建築時から 20 年以上経過し、経年劣化していることから緊急的な修繕に係る予算を計上しておりましたが、令和 4 年度は多額の費用を要する建物や備品の修繕がなかったことから、約 46 万 4,000 円の不用額が生じました。

大田油谷支所主幹 決算書 91 から 94 ページの第 13 目「油谷支所費」の不用額につきましては、203 万 9,628 円でございます。油谷支所費の不用額の主な理由といたしましては、1 点目として事業コード 030「市民が主役の地域活性化事業」について、予算額 500 万円に対しまして実績額として 434 万 3,145 円となりまして、執行率は 86.9%と前年度の 62.5%より高い執行率ではございますが、約 65 万 7,000 円の不用額となっております。2 点目といたしまして、事業コード 900「油谷支所費」につきまして、油谷支所の施設維持管理に要する需用費において、当初見込んだ金額より少ない金額で執行できたことによりまして、不用額は燃料費の約 47 万 2,000 円をはじめ、約 77 万 8,000 円となっております。

松岡委員 日置支所についてお尋ねいたします。決算書 158 ページの第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 7 目「斎場費」、コード 720「日置斎場維持管理費」なんですが、これは 4 年度の当初予算のときに中平委員からの質問の中で、この 4 年度に火葬炉の修繕があるというような内容が出ておりましたが、その修繕によって斎場の利用についていろいろ支障があったのか。斎場が使えない期間があったりしてその間利用者が使えないような状況があったのではないかと推測しますが、そのあたりはどのようになっていたのでしょうか。

宮本日置支所長補佐 令和 4 年度日置斎場火葬炉設備修繕工事、これにつきましては、斎場を臨時休場することなく実施しております。工事の実施予定日に火葬許可申請書が出た場合には、市民の方にご迷惑をおかけしないように火葬、斎場の利用を優先することとしまして、工事日程を変更するなど業者と調整を行い、対応しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管全般にわたりご質疑はありませんか。

重村委員 それでは今一度で、副市長のほうに質疑をさせていただきます。先

ほどから 1 回質疑をしましたが、油谷地区の小さな拠点づくりの推進事業です。令和 4 年度の間大きく動きました。令和 3 年度に先ほど支所長からもあったように基本計画が策定され、令和 4 年度中にその基本計画とは大きく変わる最終的には政治判断をされております。私は、令和 4 年度の 9 月議会で小さな拠点整備の支所の建て替え位置に関する問題が非常に遅れていると。公共施設の管理からしても遅れている。それと合併特例債の発行期日に関してもきちんとした認識を持たないと、これまずいですよという一般質問をさせていただきました。10 月に全員協議会で場所を、高台移転を推進していたのを下の今あるところへ建て替えるという結論が出されました。この結論を出したことに關しては、これ私度々言ってますけど、苦渋の決断でそれはきちんと市長が最終的に決められたんですから、これは可として認識をいたしますけれども、この事業に対する行政の進め方っていうのは大いに私は反省をしないといけないというふうに思ってます。というのが、最終的には油谷地区でやはり反対する会とかいうのが設立されるまでに持っていってしまったというのは、行政のこの事業に対する進め方っていうのはある意味市民の声を聞くだけではなくて、大いに事業の推進を図るこれからの今後の事業についても反省点が大いに得られたのではないかとこのように私は思うんですけれども。本来であれば市長にご確認をしておきたいんですけれども、市長を呼ぶほどではないと思いますので、副市長が代弁できるというふうに思いますので、この事業に関して反省点は何かあったのか。4 年度決算において、その認識をお聞きしておきたいというふうに思います。

大谷副市長 それでは私のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。ただ今、委員から縷々ご説明があったように、この小さな拠点づくり推進事業に関しては、委員の皆様ご案内のとおり、二転三転と言いますか、いろいろとこの議会においても、そして地元においても大きなエネルギーを使ってご議論をいただき、ここに至っているわけでございます。この決算の認定、先ほど委員がおっしゃったように基本・実施設計業務が全額繰越という結果になっているわけでございますけれども、これはこういった二転三転した結果の証左であらうと私は思います。いずれにしても昨年、3 年度の議会において、議員の皆様から地元への説明をちゃんとやるべきだとかのご意見を受け、3 年度の終わりから地元説明会を市長が参りまして重ねてきたわけでございますけれども、これはもちろん高台移転という形で進めて来たのですが、4 年度には、反対される地元の自治会の皆様がいらっしゃって、そこに市長自ら何度も行って、この高台案を説明させていただいたんですが、ご理解をいただけなかった。最終的に 10 月の全員協議会で苦渋の決断という形で、現地建て替えという結論に至ったこと、この間の 1 年近くの議論、もちろん基本計画検討委員会の皆様のご意見を尊重

してそこに至ったわけでございますけれども、その後半年かかって反対派の皆様と議論を重ねたこと。そしてこの一方で、合併特例債の発行期限の問題が実はこの後ろにおったわけでございますけれども、それを考えてもやはりこの間、市長はもちろん、先頭に立って議論をさせていただいたんですけれども、執行部としても慎重な、そして丁寧な、この推進事業の持って行き方を考えておくべきではなかったか。そういうことをこの件については大いに反省しなければならないと思っております。特に合併特例債に関しては、当然執行部として踏まえておかなければいけない事案だったのですが、あのような形で解釈に誤りがあったということで、それがこういった全額繰越という形に結びついてしまったこと、ここも大いに反省したいというふうに考えております。

吉津委員長 今一度、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。再開を 11 時からといたします。

— 休憩 10 : 46 —

— 再開 10 : 58 —

吉津委員長 休憩前に引き続き審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

松永会計管理者 会計課所管に係る補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村委員 それでは、決算書の 73、74 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 4 目「会計管理費」の役務費ですけれども、こちらが前年度に比べて 314 万 9,999 円の増となっておりますけれども、この理由をお願いします。

松永会計管理者 役務費増額の主なものは、まず指定金融機関の事務取扱手数料 220 万円でございます。これは、山口銀行行員の市役所内への派遣に係る手数料といたしまして、山口銀行からのご要望により協議の結果、令和 4 年度から支払いが発生したものです。また令和 4 年度から開始いたしましたデータ伝送の実施に伴う金融機関への手数料 84 万 5,349 円。令和 5 年度から開始しております公共料金明細サービスに係る口座振替の依頼手続き料 11 万円が、増額となった要因でございます。

田村委員 それでは同じく 74 ページです。委託料の 107 万 2,500 円についてこの内容をお尋ねいたします。

松永会計管理者 令和 5 年度から公共料金明細サービスを開始しており、電気代や電話料金などの公共料金の支払いを従来の納付書から口座振替に徐々に変更しておるところですが、これを実施するには事前に本市の財務会計システムと連携させる必要がございましたので、それに対応するためのシステム改修費でございます。

田中委員 会計課の所管事務として、正確な収支見通しの把握に努め、資金の収支計画に基づいた支払い準備資金の確保や運用するにあたり、会計管理者としてどういう成果や課題があったのかをお伺いいたします。

松永会計管理者 まず歳計現金につきましては、各課からの収支報告を徹底し、より正確な資金運用計画に努めた成果があったと思っています。次に基金運用につきましては、令和 4 年度においては預金及び債券に係る利子及び配当金として、765 万 3,338 円を得たところでございます。安全性の再優先を基本原則とし、流動性を確保しながらも高額の運用益が見込まれる効率性を考慮した債券運用にさらに今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

田中委員 同じ会計管理費なんですけど、3 月補正で 89 万 5,000 円減額補正されてますが、なお不用額が全体として 72 万 6,352 円となっております。この不用額についてお尋ねいたします。

君川会計課長補佐 まず需用費が 32 万 6,607 円の不用額となっておりますけれども、これにつきましては印刷製本費におきまして、納入済通知書等を印刷した際の執行残が 23 万 2,543 円となっております。このほか修繕料になりますが、出納印等の備品の修繕がなかったため 5 万円の不用額となっております。次に、役務費で 24 万 4,709 円の不用額となっておりますけれども、この主なものは金融機関での窓口収納手数料が約 9 万 3,000 円、コンビニ収納の収納手数料が約 7 万 6,000 円の残となっております。これにつきましては、収納実績が見込みを下回ったものと考えております。

田中委員 歳入のほうです。決算書 51、52 ページ、第 22 款「諸収入」、第 2 項「市預金利子」、第 1 目「市預金利子」、111 万 2,075 円についてです。令和 3 年度もだったんですが、前年度より増額している理由をお尋ねいたします。

松永会計管理者 支払計画を立てる際、各課からの収支予定報告により支払準備金をできるだけ圧縮させることで余剰金を増やし、こまめに定期預金にすることができた成果でございます。

田中委員 令和 4 年度の定期監査報告書の中で支出事務についての支払遅延や業者や市民から提出された書類の不備の確認について指摘がありました。会計課としましてはどういうふうに受けとめられたのかお伺いいたします。

松永会計管理者 支払遅延あるいは遅延しそうだといった相談を事前に担当者から受けた場合など、毎月 3 回の定時支払い以外に随時で対応できる体制をと

っております。書類の不備につきましても、審査の際、都度、担当者に指導しております。

田中委員 これ担当課が本当に忘れてしまっていた場合、会計課としては確認のしようがないというふうに考えてよろしいんですか。

松永会計管理者 会計課は審査なんですけれども、担当課のほうで課長までの決裁を終えて私どものほうに到達するので、その時点では対応が難しい場合もございます。修正とかもできる場合もありますし、どうしてもできない場合もございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、会計課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、会計課所管の審査を終了します。次に、選挙管理委員会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

増田選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局所管につきましては特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 決算書 105、106 ページ、第 2 款「総務費」、第 4 項「選挙費」、第 1 目「選挙管理委員会費」であります。委員会では期日前投票について何度も質疑を繰り返してまいりました。予算審査においても林委員より期日前投票の投票期間の見直しを求める意見もあるんだということをぜひ、選管の委員の皆さんにお伝えいただきたいとの発言がございました。それに対しまして林選挙管理委員会事務局長は、選挙管理委員会伊達委員長に報告すると発言されていきました。報告されて委員会でどのような意見が令和 4 年度にありまして、それを受けた今後の方針、それについて言及をされたのかお伺いいたします。

増田選挙管理委員会事務局長 そちらの件につきましては選挙管理委員会内部のほうで協議をしておると聞いております。ただし、今の期日前投票期間につきましては従来のままでいくというふうな協議内容でございました。

田中委員 では、決算書 107、108 ページ、第 2 款「総務費」、第 4 項「選挙費」、第 2 目「選挙啓発費」、説明コード 900「選挙啓発費」、この事業の今年度の成果と課題についてお伺いします。

増田選挙管理委員会事務局長 選挙啓発につきましては、これまで小・中学生を対象に毎年夏休みの課題も兼ねまして、選挙啓発に関する習字、ポスター、標語を募集しております。また、ご要望があれば、選挙啓発の一環として将来の有権者となる児童・生徒の皆さんに今後の選挙用器材に触れ、選挙を身近に

感じてもらうことで、政治や選挙に関心を持ち、投票に行くことの大切さを学んでいただくため、実際の選挙で使用する投票箱や記載台を貸し出すなど選挙啓発に努めております。

田中委員 では、説明書 107、108 ページ、同款、同項、第 5 目「参議院議員選挙費」、説明コード 010「参議院議員選挙費」についてです。当初予算では車両船舶等借上料 11 万円のうちデマンド交通車両借上料が 6 万円で計上されていました。結果として、決算では 3 万 170 円が記載されています。これ成果と課題についてどのように思われているのか、分析をお伺いいたします。

増田選挙管理委員会事務局長 デマンド交通につきましては投票所に行きやすい環境づくりを目的としまして、事前の登録は必要となりますが、運行エリア内の期日前投票所までの往復運賃を無料としておるところでございます。昨年の参議院の選挙時におきましては、計 28 名の方のご利用がございました。選挙管理委員会事務局としましては、引き続きデマンド交通の周知等を行っていきたいと思っております。

田中委員 不用額が 478 万 5,607 円出ています。これ私事前に調べておりませんで申し訳ないんですが。これ国とか県からのお金で賄っていると思うんですけど、余った場合っていうのは返済されるんですか。

増田選挙管理委員会事務局長 この県議会議員選挙費と衆議院議員補欠選挙費についてでございますが、こちら実際、選挙の執行期日が令和 5 年 4 月でございまして、差額につきましては、令和 5 年度に精算する予定でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、選挙管理委員会事務局所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、選挙管理委員会事務局所管の審査は終了します。次に、監査委員事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

増田監査委員事務局長 監査委員事務局所管につきましては特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監査委員事務局所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機願います。

— 休憩 11 : 12 —

— 再開 11 : 13 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議会事務局所管につきましては特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、議会事務局所管の審査を終了します。次に、総務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、総務課所管につきまして補足説明を申し上げます。以後、補足説明につきましては配布しております資料に基づき、令和 4 年度の主要な施策等において、歳出及び主要な施策を中心に説明させていただきます。決算書の 65 から 66 ページ、第 1 目「一般管理費」、主要な施策の報告書では 12 ページの「職員研修事業」でございしますが、職員研修のほか人事交流に伴う派遣職員の住宅費が主な支出の内容となります。また、令和 4 年度の人事交流といたしましては、中国経済産業局には中小企業課に、山口県には東京事務所とデジタル政策課に、下関市には観光政策課に、後期高齢者医療広域連合には総務課に、計 5 名の職員を派遣しております。補足説明は以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは何点かお尋ねします。今、補足説明にありました報告書の 12 ページ、職員研修事業についてであります。事業の内容がこのページにも書いてありますけれども。当初予算の審査の中で、ひさなが委員が会計年度任用職員の研修について、3 番目に書いてある独自研修の中で会計年度任用職員の研修はどうかということで、交通安全とか車の車両運転については、これは受講する予定としているというような当初予算のときの審査でご答弁をいただいておりますけど、今全庁的に見たときに職員と会計年度任用職員さん、ある程度研修を一にしていこうということは必要ではなかろうかと思うんですけれども、会計年度任用職員さんの研修について少し詳しく教えていただければと思います。

椎葉総務課長 会計年度職員の研修につきましては、独自研修の中の基礎実務能力という所にございしますが、この中で接遇研修というのを昨年度実施しております。これにつきましては、接遇に関する知識・技術を学ぶことによりまして、やはり住民対応されるところというか、そういったことをされる会計年度任用職員も多くございますので、住民の方への対応力を養成していく研修ということで昨年度実施させていただいております。その他につきましては会計年

度任用職員さんが参加出来るものにつきましては、各課に割り当てを振ったときに参加いただいたりということで、参加出来る研修につきましては研修に参加していただいております。

重村委員 重ねてお尋ねします。長門市も今まで消防署のハラスメント等もあって、今研修事業というのはそういったハラスメントの部分もありますし、自分のスキルを磨いていただくためにも研修事業というのは注力をされていると思うんですけども、ここにこれだけの研修をやりましたというふうに報告がありますけれども、参加に対する自発的な参加を求めようとしてるのか。それとも、先ほど言われましたけど課に割り当てて何人出て下さいよと。そういう研修なのか。長門市の考えとしてそこら辺りというのは特に独自研修の場合は私からすると自発的に。県の合同とかになると、その立場であったりとかタイミングであったりとかということで、ある程度人選をしてということがあると思いますけれども、独自研修の場合は自律的に沢山の方が受講される状況というのが私はよろしいんじゃないかというふうに思ってますけど。現状というのはどのような状況なのかお尋ねをします。

椎葉総務課長 先ほど各課に割り当てというところもございましたけど、職位を指定しているものにつきましては課長級ですとか補佐級、係長級そういったものにつきましては当然限定されてくるというところはございます。それ以外の研修につきましても、一般的に募ってという部分もございますし、どうしても参加を各課ですとか、均等に皆さん受けていただくということも考えておりますので指定しているという場合もございます。それは研修の内容によりまして、どちらかというところもあろうかと思しますので、出来れば自発的に学ぶという機会を捉えていただいて、自己研鑽をしていただくというのは必要かなと思いますけど、研修の内容によりまして割り振っているところもございまして、自発的に募集しているところもございます。

重村委員 令和4年度もコロナ禍の中で、多人数が集まる研修というのは開催にも気をつけられたでしょうし、なかなか厳しい局面もあったかと思いますが、執行率が82.2%ということで不用額が発生しているということで、これは実際にやりたい研修が実行出来なかったケースがあるのか。それとも、やりたい研修はある程度やってのこの決算額なのか。これを聞いて最後にしたいと思います。

椎葉総務課長 研修につきましては当初予定していたものにつきましては、概ね実施できたかなと思います。あと、コロナの関係につきましても令和4年度、昨年度は多少対面形式の研修につきましては講師さんですとか委託会社と相談した中で、対面が可能であれば出来るだけ講師さんの熱量ですとか空気感というのも大事になろうかと思しますので、対面でできる部分につきましては昨年

度対面実施ということを行いました。研修事業の執行率が 82.2%ということ
で若干不用額が出ておるんですけど、これにつきましては研修が出来なかった
というよりも派遣職員の関係もこの中で費目がございますので、派遣職員にか
かる職員旅費ですとか、あと派遣した職員の住宅借上料。こういったものが当
初想定していたものよりも少なく済んだというところが大きくございまして、
特に令和 4 年度から 5 年度にかけて任期が満了して新しい方が行かれる。人が
変わるというタイミングでございましたので、そういった住宅借上料について
の初期の費用、こういったものが想定よりも少なく済んだというところが一番
執行率が低くなった要因と考えております

田中委員 では同じ職員人件費のところでお伺いいたします。令和 4 年度の普
通退職者は何名だったのか、お伺いいたします。

椎葉総務課長 令和 4 年度の普通退職者につきましては、早期の勧奨の方も含
めまして 8 名でございました。

田中委員 令和 3 年度は確か 7 名だったと思うんですが、このことを課題とし
て捉えたときに、勤務体制も含め何かしらのフォローがあれば退職されなかつ
たかもしれないという方がいなかったのか。そういう分析があつて今後の体制
づくりが進むんだと思うんですけども、いかがでしょうか。

椎葉総務課長 まず退職の意思を示された方につきましては、基本的に面接、
面談をしまして当然慰留のほうに努めさせていただいております。ただなかな
か個別の個人の事情等もあつたりとかということで、個別の事情をお話する
のは難しいところではあるんですけど、ご家庭の事情であつたり、次にやりた
いこと、したいこと等があると話される方もいらっしゃるしまして、働き方を変
えたいっていう方もいらっしゃるしましたので、総じて退職される、離職された
方につきましては転職された方が多いという状況からしますと、我々も状況を
真摯に、謙虚に受け止めまして、今後そういった方々について対応していかな
ければいけないというふうに考えております。

田中委員 多分少しは関係してくるのかなと思うんですが、勤怠管理について
以前、定期監査報告書でも指摘がありました。平たく言えばルーズなんではな
いかという形でしたが、これについて令和 4 年度としてはどういうふうに取り
組まれたのか、その成果もお伺いいたします。

椎葉総務課長 勤怠管理につきましては、まず時間外勤務につきましては、平
成 31 年 4 月 1 日から国家公務員に準じまして、月及び年間の上限時間を設ける
とともに、本庁に加えまして出先機関においても IC カードによる出退勤管理を
導入しましたことにより、所属長が勤務時間を把握しやすくなったというこ
ろがございます。長時間労働の解消のために毎週金曜日 19 時にパソコン端末
を自動的にシャットダウンさせる取組と、本庁舎につきましては毎日 21 時に自

動消灯させる取り組みを実施していましたが、昨年度、令和 5 年 1 月 1 日からはパソコンの自動シャットダウン、こちらのほうを毎週水曜日と金曜日の 18 時ということで週 2 回に拡大しまして、長時間労働解消に向けた取組をさらに強化したところでございます。この端末シャットダウンの取組、消灯の取組の成果につきましては、本庁における 19 時以降の勤務者の人数について、同じ時期、同じ曜日である 1 日を比較したところ、令和 3 年におきましては 57 人であった勤務者が令和 4 年では 48 人に減少しているということでございまして、一定の成果があったのかなと思っております。先ほどありました出退勤の管理につきまして、出勤簿に記録されていないというところで監査からの指摘もいただいたところでございます。これにつきましては所属長に対しまして、年度当初に出勤簿の管理も含めまして全体の労務管理、これにつきまして周知をしているところでございまして、特に春になりますと管理職に新たになれる職員がいらっしゃいますので、その方につきましても特に別途周知をしているところでございます。このタイムレコーダーにつきましては、今年度で一応整備が完了することになっておりますので、このあたりも含めまして全庁的に管理というところにつきましてはしっかりしていきたいというふうに考えております。

田中委員 障害者雇用についてお伺いいたします。今年度の採用要件を見させていただいたら、以前、綾城委員が言われておりました、活字印刷文による試験に対応でき、口頭による面接に対応できるものという一文がなくなっておりました。昨年の決算審査では、受け入れるところの環境の整備というものをまず整えることが重要と。配慮が必要な部分それも多種多様だと思いますのでサポートがある程度必要なのかなと思っておりますという答弁をされております。令和 4 年度において、環境整備が整ってきたのかどうかをお伺いいたします。

椎葉総務課長 環境整備につきましては、昨年の答弁でも申し上げましたが他市の例を見ますと、障害者の方をサポートする専門の部署があり、そこで各課からの業務を請け負い、作業されているところも県内他市ではされておりました。本市の状況を見ますと、ちょっとまだそこまでの体制整備には至っていないというところでございます。ただ、会計年度任用職員さんについてなんですが、問い合わせや応募がありましたら事前に面談ですとか施設、庁舎の見学をしていただきまして、働く上での障害特性に応じた配慮すべき事項、こちらのほうを事前に確認するようにしまして、採用した場合の職場のマッチングをスムーズに行えるようにしたところでございます。

田村委員 障害者雇用につきましてです。令和 4 年度も取り組んでこられたと思いますけれども、求める障害者の雇用者数に対して、結果、令和 4 年度どうだったのかといったところを取組についてお尋ねをいたします。

椎葉総務課長 障害者雇用につきましては、国のほうが法定雇用率を定めてお

りまして、地方公共団体につきましては2.6%とされておりまして、本市の直近の基準日であります令和5年6月1日現在の障害者雇用率につきましては2.89%ということで、今のところ法定雇用率の基準を満たしているというところでございます。しかしながら今後、令和6年4月1日には2.8%に、さらに令和8年7月1日には3.0%ということで段階的に引き上げられる予定となっておりますので、このことからしますと今2.89%ということでございますので、今後も雇用については取り組んでいかないといけないということであるかなと思います。正職員につきましては毎年、採用試験を実施しておりますし、会計年度任用職員につきましても、通年で随時募集しておるところでございますので、今後もしっかり障害者雇用の推進につきましては努めていきたいというふうに考えております。

田中委員 失礼いたしました。私ちょっと一つ訂正させていただきたいんですけど。先ほどの質問の内容で。活字印刷による試験に対応でき、口頭による面接が対応できるという文言が一文なくなっていましたと先ほど申し上げましたが、これ私の間違いではないんですが、ごめんなさい、注釈を読み落としておりました。会計年度任用職員さんの採用については当初からこの文言は入っていないと。正規職員の採用試験ではこの一文は残していたということだったので、私は変化があったのかなと思ったんですが、私のそこは認識の間違いでありました。訂正いたします。すいません。

田村委員 それでは、職員さんの採用についてお尋ねをいたします。職員採用に当たる職員さんですけれども、何名で当たられているのか。それから、昨年度の取組についてどういった取組をされたのかお尋ねをいたします。

椎葉総務課長 職員採用につきましては、総務課の人事班のほうを担当しております。主に人事班長のほうにほぼ事務的なことは全て行っているという状況でございます。面接だとかその都度につきましては我々課長ですとか補佐も交わりながら担当しておりますけど、事務としては人事班長のほうが主に担当しておるところでございます。職員採用の昨年の取組ということでございますけど、まず、本市を知っていただくことが重要であるというふうに考えておりますので、昨年、学生に向けた取組としましては、しごとセンターが主催で開催される合同企業ガイダンスに毎年参加しているほか、県内で同様の企業ガイダンスがございますのでそういったところにも参加して市の紹介をしたり、市の魅力をPRしてきたところでございます。その他につきましては学生に対する本市の魅力を直接アピールする場としましては、インターンシップ、こちらのほうも積極的に受け入れておりまして、その中で来られた学生に対してしっかり本市の仕事ですとかそういったところを紹介、アピールさせていただいておるところで、実際にインターンシップで来られた学生さんが本市を受験され

採用に至ったという事例もございます。また採用試験につきましては、従来から採用試験のハードルが高いというところの懸案もございましたので、本市では民間企業でも多く取り入れられております事前の試験対策が不要で、個人の基本的資質を測ることができる基礎能力検査と性格検査による総合能力検査を基本としまして、さらに昨年度は年齢要件を緩和するなど社会人の方でも受験しやすい環境を整えるとともに通年にわたりまして、複数回にわたって採用試験を実施することによりまして、必要な人材の確保に努めているところでございます。いずれにしましても長門市で働く場所として選ばれる組織であることが大変重要となりますことから、現在の状況を危機感を強く持ってしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

早川委員 令和4年度の採用に関しては、必要な人材が確保できたでしょうか。

椎葉総務課長 採用試験は実施いたしました。が、なかなか採用に至らないという場合がございますので、想定している人数よりは若干、採用が少なかったというところでございます。

早川委員 採用人数が少ないということは、今ある事業というか仕事を少ない人数で賄っていかなくちゃいけないというところの見解はどうなんでしょうか。

椎葉総務課長 職員の採用につきましては、今現状の人数を維持、業務の内容等を考えて維持したいなというふうには考えておりますけど、昨年の採用試験におきましては若干ちょっと採用まで至らなかったというところもございます。やはり業務、今後、そういったところで言いますと、業務の効率化を進めながら、見合った職員数っていうのも考えていかないといけないところではございますので、業務の改善とか、そういったことも含めて職員の採用試験に当たっていききたいなというふうに考えております。

早川委員 業務の効率化をやったり、改善なりされるっていうことなんですけれども、今、業務自体が重くて、多くて、1人の仕事量が多いので、今いらっしゃる方も、やっぱり負担がかかって、辞めなくてもいいって、おかしいんですけども、それを負担にストレスを感じて辞められるっていう可能性も今後また増えてくる。このままだと増えてくるんじゃないかと思うんですけども、そこに関してはいかかでしょうか。

椎葉総務課長 業務につきましては、やはり年々、いろいろ増えているなというところも実感としてはございます。ただ、スクラップ、いろんな場面でもちょっとお話はさせていただいているかなとは思いますが、スクラップできることにつきましてはスクラップしていかないといけないというふうに考えております。あと、業務の実態と職員数のバランスについては、今後も組織のあり方等も含めまして考えていききたいなというふうに考えております。

田村委員 決算書の70ページです。第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、

第1目「一般管理費」、「弁護士委託料」657万9,000円についてお尋ねいたします。この弁護士委託料なんですけれども、固定の部分と変動の部分があると思いますが、これが幾らと幾らなのか、言いにくかったら何割と何割なのかっていうことを教えていただけますでしょうか。

椎葉総務課長 弁護士委託料の内訳につきましては、法律相談業務いわゆる顧問弁護士としての委託料が月額7万7,000円の12か月分で年間92万4,000円でございます。こちらがいわゆる毎年の固定のところになっております。それ以外につきましては、訴訟案件に対する訴訟委任契約による委託料が昨年度は565万5,000円というふうになっております。

田村委員 顧問料が92万4,000円、それ以外が訴訟に係る案件の費用だということと伺ったと思いますけれども、年次的に見て、弁護士に対する委託というか、相談と言いますか、訴訟案件。そういったものっていうのは増えている傾向でしょうか。それとも横ばいと言いますか、こういった傾向にあるのかということをお尋ねします。

椎葉総務課長 法律相談業務のところについてですけど、過去の推移を見ますと年度によって多少増減等もありますけど、概ね大体同じぐらいの平均ということで、昨年度令和4年度につきましては16件ということで、令和3年度が12件、令和2年度が23件ということで、概ね一定しているというところがございます。そんなに差がないというところがございます。訴訟案件につきましては、年度によってやはり増減というのがございますので、一定していないというところがございます。

田中委員 同じく説明コード900「一般管理費」の中です。業務等委託料170万5,000円についてです。こちらは令和4度の新規の予算で始まりました。2つの業務がこの中に入っていると予算審査で伺っていましたが、そのうちの1つ個人情報ファイル簿整備支援業務のことです。令和5年度4月から新たな個人情報保護法に基づいた運用への円滑な移行を図れたのかお伺いいたします。

椎葉総務課長 令和5年4月に改正個人情報保護法が施行されたことに伴いまして、必要となる個人情報ファイル簿整備支援業務を委託したところでございます。この支援を受けながら、昨年度、2回の説明会を開催しまして、個人情報ファイル簿の整備に取り組みまして、全庁で120の法定の個人情報ファイル簿を作成したところでございます。全国で受託を行っている業者のノウハウを活用し作成業務を進めたことによりまして、円滑な移行が図られたものと考えております。

田中委員 運用に先立ちまして、職員向け説明会なども開催されたと思いますが、条例にもあります個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発、その他必要な教育研修を行うとあるので、今後の継続的な

啓発活動についての見解をお伺いいたします。

椎葉総務課長 この制度移行に伴いまして、個人情報ファイル簿作成の機会に職員説明会を開催したところでございます。その他、運用につきましては各種ガイドラインやマニュアル等を作成しまして、職員のほうに周知を行ったところでございます。今後は事務上の注意点等を踏まえまして、定期的な研修を開催し、啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

田中委員 同じく一般管理費です。産業医委託料 36 万円についての実績と評価をお伺いいたします。

椎葉総務課長 産業医につきましては、労働安全衛生法第 13 条におきまして、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所においては 1 名以上の産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わなければならないことというふうになっておりまして、本市では岡田クリニックの梶山公則先生を産業医に選任し、業務に従事していただいております。職員健康相談につきましては、毎月第 3 木曜日の午後に実施しておりまして、職員には事前に健康相談実施日を市内のイントラネットにお知らせをしているところでございます。令和 4 年度の健康相談利用者につきましては、正職員が 8 人でありまして、そのうちストレスチェックの結果を受けての高ストレス者の面談を行った方が 2 人、長時間労働の面接指導対象者に係る面接指導を行った方が 6 人ということでございました。総務課としましては、職員に気軽に利用していただけるように、事前に実施日を案内するなどを行っておりますけど、利用される職員については、令和 3 年度で 7 人ということで、多くないということからしますと、まだまだ利用しにくい状況なのかなということを考えております。職員がその能力をいかに発揮してもらうことが重要と考えておりますので、職員には定期健康診断ですとか、ストレスチェック等を利用して自身の健康状態を把握していただき、気になることがあれば気軽に健康相談等を利用していただきたいというふうに考えております。

田中委員 これは予算とかつていうのはないんですが、令和 4 年度の事業というか、総務課の仕事内容についてなんですが、これちょっと古いんですが、令和 3 年度の定期監査報告書の中で、郵便切手等の管理について指摘をされ、財務事務等主管課には切手類の取り扱いについて明確な基準を定めて管理方法を統一し、適切な管理・使用となるよう検討されたいとありました。これを受けて、令和 3 年は当然改善されたと思うんですが、引き続き令和 4 年度の切手類の管理、いかがだったでしょうかお伺いいたします。

椎葉総務課長 切手類につきましては、総務課のほうで保有数を管理しておりまして、切手、はがき整理簿において管理しているところでございます。監査からの指摘以降につきましては、整理簿のほうに受領者のサインをすることに

加えまして、払い出しを行った総務課職員が払出枚数と残数をその都度確認しまして、サインをする仕組みに改めたところでございます。また払出時に総務課職員がどのような用途で使用するかを確認することによりまして、厳密、厳格に管理するように努めているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総務課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、総務課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機願います。

— 休憩 11：46 —

— 再開 11：47 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、企画政策課所管につきまして、補足説明を申し上げます。最初に、決算書 71 ページから 72 ページ、第 2 目「文書広報費」、主要な施策の報告書 14 ページの「シティプロモーション事業」でありますが、利用者の多様なニーズに対応するため、長門市公式ホームページの全面リニューアルを行い、情報へのたどり着きやすさや見やすさを重視したサイトへの更新を図ったところでございます。次に、決算書 75 ページから 76 ページ、第 6 目「企画費」、主要な施策の報告書 16 ページの「定住促進対策事業」では、空き家情報バンクを活用した移住希望者の受入等に取り組んでおりまして、11 世帯 23 人の移住者を受け入れたところでございます。また、新たな情報発信ツールとして移住スカウトサービスの本格運用を開始し、移住希望者や地域おこし協力隊の募集などへの活用を図ったところでございます。補足説明は以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 決算書 71 ページ、72 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 2 目「文書広報費」、説明コード 010「広報紙発行事業」、主要な施策の報告書 14 ページです。令和 2 年度とかの決算でも、綾城委員が聴覚障害者への配慮について質疑があり、令和 3 年度決算審査、3 月の新年度でも質疑がありました。本市公式の YouTube チャンネルの市政情報番組「知っちゃこ」についてですけれども、執行部から対応としては字幕対応ではありませんがテロップを増やしたり、フリップボードを用いるなどの視覚的に理解につながるような対

応を増やしているところですよとの答弁をいただいておりますが、令和 4 年度決算審査の前に、この番組などを音声消して、視聴させていただきました。この令和 4 年度、十分な対応であったかどうか感想を伺います。

岡本シティーセールス推進班主査 昨年度ご指摘を受けまして、撮影及び編集を委託しております、ながとてれびと相談し、視覚的に理解につながるような対応を行ってまいりました。聴覚障害者の方々に番組内容は全て伝わる方策が取れているとは言えませんが、広報紙「知っちゃこ」に掲載されている内容の掘り下げという形でテロップを入れるなどして番組を制作しておりますので、広報紙と番組の双方をご覧くださいれば、内容は理解が深まるものと考えております。ただし、不十分な点があることも理解しておりますので、今後も番組制作には一層の研究を重ね取り組んでまいります。

早川委員 今、広報紙「知っちゃこ」とほっちゃテレビの両方を見れば内容がわかるっていうことを言われたんですけども、そのことをほっちゃとかを見てらっしゃる方、または「知っちゃこ」を見ていらっしゃる方、読まれてる方、その方にはどのように伝わっているのでしょうか。私たちは両方見れば今の説明でわかります。全体がわかります。だけど、個人、各家庭の方にはそういうところの情報ってというのはどのように伝わっているのでしょうか。

村上企画政策課長 市政情報番組を開始した当時は、そういった広報紙「知っちゃこ」のより深掘りと言いますか、その内容を分かりやすくお伝えしますというような番組のコンセプトを放送番組の中で言っていた時期がございます。ちょっと最近そういったアナウンスのほうが少し、こちらもちっと慣れてしまったところもありますので、改めてその番組の主旨ということである広報紙と一緒にご覧くださいというような誘導というか、ご案内についてはこれからもっとわかりやすく取り組んでまいりたいと思います。

田中委員 同ページ、同款、同項、同目、コード 015「インターネットによる情報発信・収集事業」、主要な施策も同じです。先ほども言われましたけれども、市公式ホームページのリニューアルに伴い、各課で選任しているホームページ運営委員会を中心に職員研修を行い、職員の情報発信力を強化していきたいと答弁がありました。これを受ける形で、令和 4 年度には推進体制構築をするための予算として、講師等謝礼、研修負担金などが予算計上されました。これは決算書にありませんけれども、状況をお尋ねいたします。

岡本シティーセールス推進班主査 まず講師等謝礼についてですが、令和 4 年度は職員の情報発信力の強化のために、本市と連携協定を締結しております日本航空株式会社広報部 web コミュニケーショングループによる SNS 情報発信講座を開催いたしました。講座は、無償での開催が可能となりましたので、講師等の謝礼の予算執行の必要はございませんでした。職員等研修費負担金につき

ましては、シティプロモーション班職員のスキル向上のために計上しております予算だったんですけれども、無料の動画配信サイトを活用し学習するなど、予算執行の必要がない形でスキル習得が可能でしたので、予算の執行はございませんでした。

田中委員 それでは、説明コード 030「シティプロモーション事業」について伺いたいします。報告書にあります SNS を活用した情報発信についての評価と課題を伺います。

小笠原企画政策課長補佐 SNS を活用した情報発信については Facebook とインスタグラムでの情報発信を行っております。令和 4 年度の長門市公式での広報回数は Facebook 343 回、フォロワー数 1,926 件、新規フォロワーが 1 年間で 209 件となっております。インスタグラムにつきましては、投稿数 309 回、フォロワー数 1,920 件、新規フォロワー数 355 件となっております。投稿内容としては、行政情報やイベントレポートなどが主なものとなっております。フォロワー数の増加から、紙面等では行き届かない層への情報発信はできたと考えております。さらなるフォロワー数の獲得についてが課題となっているところです。今後はそれぞれの SNS が持つ特性に応じた投稿により更なる長門市へのファン獲得、市民の地域への愛着や郷土愛を育むように SNS を活用したアウトプロモーションおよびインナープロモーションに取り組んでいきたいと考えております。

田中委員 「てとてとながと」というのがシティプロモーションの中に存在しておりました。令和 4 年度のほうでは部員募集は考えていないという予算のときに答弁をいただいておりますけれども、では、令和 4 年度どういうふうに取り組まれたのか。試行錯誤があったと思いますが、令和 4 年度の評価をお伺いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 長門市シティプロモーション部「てとてとながと」は、部活動のような形で市民有志が部員として参加し、SNS によるふるさとの魅力発信を令和元年 10 月から行っております。メンバーは 1 年更新で、1 期生が 17 名、2 期生が 17 名、3 期生 10 名で自営業や会社員、市役所職員、ながとブルーエンジェルス選手、高校生などが参加し、幅広い職種、年代へと取組が波及していったものの、長門市公式という敷居の高さから投稿内容に偏りが見られ、その結果マンネリ化による投稿及び参加者の減少が進みました。フォロワー数も 3 年で 1,000 人に満たない状況となっております。あくまでもボランティアによる自由度の高い活動であったため、モチベーションの維持及び担当者の介入が困難であったのも活動の停滞した原因だと考えております。

田村委員 同じく、030「シティプロモーション事業」についてお尋ねいたします。メディア売り込み活動をされております。その中のフードアンバサダーに

よる認知度向上について、どのような取組だったのか。成果と課題がありましたら、お願いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 タサン・志麻さんをながとフードアンバサダーに任命し、本市の知名度向上を図りました。SNS に投稿した就任式の様子は、3,400 回以上閲覧されました。広報紙や SNS に取り上げたことで、メディアで活躍するタサン・志麻さんが長門市出身であるという市内の認知度も向上し、インナープロモーションにもつながっていると考えております。今年度はタサン・志麻さんとスケジュール調整を行い、市内でのイベントを企画しております。

田村委員 それでは同じくメディアへの広告戦略、売り込み活動についてお尋ねするんですけれども、シティプロモーションにおいて長門市の名前が各種メディア、各紙媒体、沢山の種類のマスコミによって露出するということが必要だと思っておりますけれども、そういったところで令和 4 年度に特に取組まれたことがありましたらお願いいたします。

小笠原企画政策課長補佐 メディアへのイベント活動等を行っております、シティプロモーション班では様々な活動を行って、そういったメディアの売り込みを行っておりますけれども、一番はメディアキャラバンという形で職員が直接放送局等に出向いて売り込みをしております。広島県、福岡県を中心に、テレビ局、新聞社、広告代理店への訪問を行っております、また首都圏のリサーチ会社へ訪問して説明し、メディアへの情報提供を依頼しております。これらの活動が直接メディアに取り上げられるきっかけになったという確証はございませんけれども、テレビで長門市が取り上げられた回数は、今年 1 月から民法地上波の全国放送で 8 回。地方局放送、関東・近畿・中国地区で各 1 回。衛星放送で 2 回ございました。また NHK 山口放送、YAB 山口朝日放送で 1 週間長門市を集中的に取り上げる長門市 Week の放映もございました。今後もメディアとの良好な関係を築きつつ、メディアに長門の話題を多く取り上げられるように取り組んでいきたいと考えております。

田中委員 同じくですけれども、スポーツイベントでのプロモーション活動とあります。この内容、それから評価を伺いたいと思います。

小笠原企画政策課長補佐 スポーツイベントのプロモーション活動ですけれども、広島市内でのマツダスカイアクティブズというラグビーチームの試合 5 試合、福山市での 1 試合にプロモーションブースを試合会場に設けまして、パンフレットを配布する活動を行いました。来客数は全試合合わせて約 1 万人。パンフレットの配布数は 2,000 枚です。12 月からシーズンが始まりまして 3 月までの短い期間でのプロモーションですので、ちょっとその時点での成果等の検証は難しいと考えておるんですが、今年度になりますけれどもその関係を維持いたしまして、シーズンオフになったときに春の交通安全運動にマツダスカイ

アクティブズの選手に参加していただきまして、長門市の交通安全のつどいで交通安全を呼びかけていただくという活動に参加していただいたり、あと市内の幼稚園において開催したラグビー教室には、多くのマスコミに詰めかけていただいて、そこにマツダの選手に来ていただきました。今年度もマツダ株式会社との関係もさらに深まってマツダの本社でのプロモーションイベント等も企画しております。

田中委員 では戻っていくんですけども、東京モノレール広告掲載についてです。これ広告を掲載された費用もかかったと思うんですけども、その効果ですね。かかった費用に対しての費用対効果も含めて、こういった分析をされているのか伺いたします。

小笠原企画政策課長補佐 東京モノレール車内にふるさと納税を PR する広告を掲示し、関係人口の拡大を図りました。東京モノレール車内広告を掲載することで、首都圏に限らず、航空機を利用する地方在住者に対しても広く PR できたと考えております。モノレール運行の約半数の車両に掲載した 11 月は、ふるさと納税のホームページに訪れた方が前年比 200% と大幅な伸びを示しており、ふるさと納税の増収及び認知度向上に貢献したと考えております。

田村委員 それでは、決算書 76 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」、コード番号 040「定住促進対策事業」についてお尋ねをいたします。まず移住コーディネーターの報酬が減額となっておりますけれども、その理由についてお尋ねします。

福田企画政策課長補佐 移住コーディネーターにつきましては 2 名の配置を予定しておりましたが、1 名が欠員状態でありました。年間を通じて募集を行いましたところ、3 名から応募がありましたので選考を行いました。年度中の採用には至らなかったことから、1 名分の報酬に不用額が生じたものであります。

田村委員 コーディネーターの不足によって何か支障はなかったんでしょうか。

福田企画政策課長補佐 コーディネーターが 1 名不在のことによって移住相談件数が年々増えてまいったことから、窓口、オンライン等に関する相談業務というのが増えてまいりましたけれども、そこは関係職員と他の定住支援員等と連携することによって業務のほうを行ってまいったところでは。

田村委員 それでは、ほかの項目に行くんですけども、「ライセンス・著作権等使用料」116 万 6,000 円というのがありますけれども、これはこういった内容なんですか。

和田政策調整班主査 令和 4 年度から利用を開始した移住スカウトサービス「SMOUT」の年間使用料となります。内訳としては、初期費用が 11 万円、1 月あたり 8 万 8,000 円掛ける 12 か月で、約 105 万 6,000 円となり、年間使用料が 116 万 6,000 円となっております。

田村委員 「SMOUT」というところですけども、導入効果について何か見解がありましたらお願いします。

村上企画政策課長 移住スカウトサービスというのは、移住者がよく見られるサイトということで、直接スカウトしたり声をかけられるということで、今年度本格的な運用開始をしたところでございます。効果につきましては主要な施策のほうにも書いてはおりますけれども、地域おこし協力隊の応募についてもこちらのほうからかなり来るようになりましたし、移住や空き家バンクの相談といったところにもつながっております。直接的なメッセージのやり取りもかなりしておることから、そういった費用に対する効果は一定程度あったのではないかと考えております。

田村委員 この事業を通じまして移住者の数が増えておりますけれども、この長門市が選ばれる理由、移住者にとって、そのあたりどういった理由だろうかというふうな見解をお持ちでしょうか。

村上企画政策課長 コロナ禍ということで地方に目が向いている、そういった空気、そういったことがあったかとは思いますが、やはり本市に移住を希望される方は、長門市の自然や人、雰囲気、そういったところに魅力を感じて来られる方が多いです。その中で私達は、移住者の相談、定住支援として、先ほどありましたように移住コーディネーター、定住支援員といった形で相談体制、それから、移住後の生活支援といったところまで一人一人に寄り添ったサービス、相談を丁寧につづけております。また、各種補助金といったような支援制度もおかげさまで充実をさせてまいりました。そういった相談体制、それから制度、さらにはまた、そういった移住スカウトサービスのようないんformation発信ツール等も活用しておりますし、昨年度につきましてはコロナ禍以降 3 年ぶりとなる都市圏でのフェア、こちらのほうにも出席をいたしまして直接対面で PR することができた。そういったところで移住者の増加につながっているのではと分析をしております。

田村委員 もう 1 つだけ私はお尋ねいたしますけれども、移住をして来られた移住者の方、地域にこれから馴染んでいかれるわけですけども、例えばその移住後の地域の方の声であったりとか、移住者の方の声であったりとか、そういうアフターフォロー、アフターケアみたいなものをされてると思うんですけども、何か令和 4 年度で特に支障があったりっていうような報告を受けてらっしゃるっていうことはありますでしょうか。

村上企画政策課長 特に支障があったという声はお聞きしておりません。移住コーディネーターのほうに移住をした後、移住に係る部分から地域の自治会長への挨拶等にも同行したり、その後の生活の相談に丁寧な対応をさせていただいております。これはちょっと今年度になるんですけども、移住者交流会と

いう形で移住者同士のつながりを持つ会も開催しておるところであり、移住後の長門市での生活がうまくいくような取組については引き続きさせていただきたいと考えております。

田中委員 ここに、お試し暮らしコーディネート事業がございます。利用件数 5 件とありますけれども、この事業を利用されて実際に移住につながったことというのは、令和 4 年度にあったのかお伺いいたします。

井上企画政策課長補佐 令和 4 年度ですけれども、5 件ほど利用があったということでございまして、そのうち 1 件ほど実際に 4 年度中に移住をされたという実績がございます。

田中委員 一応確認させていただきます。このお試し暮らしコーディネートを受け入れる側もあると思うんですけれども、こちらは今市内にどのぐらい増えたのかを確認させていただきます。

井上企画政策課長補佐 このお試し暮らしコーディネート事業につきましては本市への移住を相談あるいは空き家バンクの視察、そうしたことで本市に来られる際に宿泊の場所とそれからそれに付随する地域での体験ものをセットで行う事業者に対して委託をする。宿泊料を補助といいますか委託をして泊めて差し上げるということをするサービスでございます。これについては、そういった事業者を募集しまして、現在、俵山地区、それから向津具地区、それから宇津賀地区の計 3 件の事業者の方に登録をいただいております、それぞれ実施をしていただいております。

田村委員 それでは、決算書 76 ページ。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」、060「地域おこし協力隊設置事業」についてお尋ねをいたします。地域おこし協力隊隊員報酬、当初予算 2,699 万 1,000 円が決算で 1,517 万 5,354 円に減額となっておりますけれども、この理由をお願いいたします。

福田企画政策課長補佐 令和 4 年度につきましては継続と新規の隊員を含めまして合わせて 13 名の配置を予定しておりましたが、新規着任も含めまして延べ 9 名での活動となったことから、残る 4 名につきましては令和 4 年度中の採用には至らなかったため、報酬に不用額が生じたところであります。

田村委員 年度途中で退任した隊員さんがいらっしゃいましたけれども、その理由と、円満退職と言いますか、トラブルなく退任をされたのでしょうか。

和田政策調整班主査 令和 4 年度においては焼き鳥のまちなかと推進事業の隊員とアウトドアツーリズム推進事業を担当する隊員計 2 名が 3 年間の任期を待たず途中退任しております。理由としましては、一身上の都合ということで退任後は市外へ転出をしております。

田村委員 退任の際には特にトラブル等はなかったのでしょうか。

井上企画政策課長補佐 退任の申し出というのがありましてから、数度も慰留

という形で努めましたけれども、先ほどもありましたように、一身上の都合ということでございまして、意思が固く退任となった次第でございます。

田村委員 そういうこともあると思います。本市にとって地域おこし協力隊というのは今、割と存在感のある事業になっておりますけれども、どのような人材を今後求めていかれるのかということについてお尋ねいたします。

村上企画政策課長 地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地に住民票を異動し、地域協力活動を行いながらその地域の定住、定着を図る取組でございます。隊員には、よそ者、若者ならではの斬新な視点とその熱意、行動力が地域にとって大きな刺激を与えることを期待してチャレンジングな内容に取り組みながら、地域と共に歩みを進められる方を求めているところでございます。

田中委員 今のお話ですが、地域に活性化、刺激を与えるということ。良いふうになればそうなるんですけれども、また要らぬ軋轢を生むことも考えられなくはないと思います。これは協力隊を配置する前から来られる方には制度説明を十分されると思うんですが、受け入れる側ですね。その地域の方っていうほうの説明、もしくは継続的な相談というようなことをどういうふうにされているのかお伺いいたします。

村上企画政策課長 隊員の受入に当たりましては、まず受入先となります中間支援団体に対しまして配置の希望があったときに、制度の趣旨や体制そういったものについて市から説明を行っており、また隊員が着任をする際にもどういった活動、どういった支援をしていくのかということでお話をさせていただいているところでございます。活動する地域の側につきましては、地域への橋渡し役として中間支援団体さんにそういった隊員の地域への溶け込みとかご紹介とか、どういう活動かっていうのはつなぐ役割を期待しているところではございますけれども、やはり活動の中でなかなか地域のほうに周知が届かなかったりそういった部分もございますので、そういったことについては私たち企画政策課のほうもいろんな広報紙とかほっちゃテレビとかそういった手段もありますので、隊員の活動については地域のほうに紹介というか、理解をしていただくような取組が必要であろうかと考えております。

田中委員 私もそこは問題があると思っています。来られる方のミッションはそれぞれ違いますし、自分でやりたいことも違っているので一概に言えないんですが、地域の方とか市民のほうは、きっとこういうことなんだろうっていう想像でいろいろ思いを持たれると。とりあえずこの予算を使って地域おこし協力隊が長門市に来るということの理解を市民の方にもっと広めていただきたいなって来年度も頑張っていたきたいというのは切に思っております。それで、やっぱり先ほどから言われています移住スカウトサービスを使うにあたって、

やっぱり企画政策課の仕事が一つ増えたと私は思ってます。これを通して情報発信もしなきゃいけない、情報の更新もしていかなきゃいけないと。そういうところで1人地域おこし協力隊でまちの編集者という方が令和4年度に着任された。このことで企画政策課の中の仕事の内容というか負担というか情報発信の分量とか、そういったところというのは令和4年度どういうふうな動きだったのかお伺いいたします。

村上企画政策課長 令和4年度からこの移住スカウトサービスを本格運用するということで、ホームページを通じていろんな情報、記事を書いてアップするという業務が発生をしております。やはり記事を書くには取材をしたり、文章を書いたり写真を撮ったりという作業が発生するわけですが、それについては先ほど委員さんがおっしゃられたように、まちの編集者という形で地域おこし協力隊を1名配置して、移住担当の職員と連携をとりながらどういった記事を書いていこうとか、そういった形で主に隊員のほうに記事を書いていただいております。もちろん職員のほうもサポートをしておりますので、共に連携を図りながら業務にあたっているというような認識でございます。

早川委員 先ほど隊員の活動については、ほっちゃテレビや広報紙で地域の方に周知とか理解を求めると。ただこれ活動だけでは地域の方はやはりこの人が何をする人っていうのはわかるんですけど、地域おこし協力隊の制度を地域の方々にも理解してもらう必要があると思うんですけども、そこはどうお考えでしょうか。

村上企画政策課長 委員おっしゃるとおり、やはりこういった地域おこし協力隊制度自体にまだ馴染みというか、ご理解が得られてない市民の方もいらっしゃるかと思います。先ほど私も、お答えさせていただいたように地域おこし協力隊にどういったものを求めているのか、長門市にどういった効果をもたらしてくれるのか、そういった部分をしっかりと、いろんな媒体を通じて、私たちの思い等もお伝えさせていただければと考えております。

松岡委員 地域おこし協力隊の方と何度かよくお話をする機会があったりするんですが、やはり違う地域から知らない場所に来て、日々ミッションをこなしながら、この先、定住・定着を図るというのがありますし、地域の方とどう溶け込んでいけばいいのかっていうのをかなり悩んでいらっしゃる話を聞きます。要するに地域の方に溶け込むことと将来定住していけるのかと。いろいろ成功してお店を作られたりとかされてる方も大勢いらっしゃるわけですが、こういう今の地域おこし協力隊に対して担当課として、定期的なカウンセリングだったり隊員同士のコミュニケーション、何か会ったりされてるようですが、担当課としても、何かそういう企画とかをされたりとか、そういう実績とかっていうのはございますでしょうか。

村上企画政策課長 隊員のサポートに対する私たちの企画政策課としての取り組みというところですけども、隊員等と毎月ミーティングといった形で業務に関することとか、生活に関すること、そういった形で担当職員が個別のミーティングを開催しております。その中でいろんな、例えば課題というか悩みとか、そういったものが出てきたときに、やはり中間支援団体さんと共に進めていくという形をとっておりますので、中間支援団体さんのほうにもヒアリング等を行わせていただいて、よりスムーズにいくような形での指導というか、話し合い、協議の場を持たせていただいております。また、隊員同士のつながりという部分ですけども、なかなかコロナ禍という中で、皆さんで集まって何かをするっていうのがここ数年、しづらい時期ではありましたけれども、現在ではそういったこともございませんで、そういった隊員同士の交流が生まれるような機会というのも担当課のほうで考えていきたいと思っております。

松岡委員 隊員の中でも自伐型林業事業とか、特に市内で自伐型林業をしていただくということで来られていて、これ農林水産課のほうが担当ということで、この方々の市内での定住を図ることはいろいろと考えてらっしゃると思うんですけど、この隊員の方とか、ちゃんとできるのかってやっぱり不安の話をお聞きしますが、農林水産課のほうにはどういうふうに進んでいるっていうお話は以前聞いたことがあるんですけど、こちらの企画政策課のほうでもいろいろと一緒にやって応援していただければと思うんですが、そのあたり、どういうふうな対応を考えてらっしゃるんでしょうか。

井上企画政策課長補佐 林業の自伐型の担当の職員につきましては、今年度採用も含めまして、現在 4 名おるところでございます。第 1 期生がこの令和 5 年度末で 1 人卒業ということがございまして、現在、リフォレなかと、それから農林水産課、そして私ども企画政策課の 3 者で集まりまして、常日頃から退任後の担い手育成に関する支援策、そうしたものも鋭意協議を行っておるところでございます。

田村委員 それでは決算書 78 ページです。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」、「SDGs 推進事業」についてお尋ねいたします。SDGs ですけども、ゴールが 17 あります。令和 4 年度に取り組んだ内容ですけども、そのゴール、それぞれに対して取り組みのボリュームが違うと思うんです。特に、こういうことに取り組んだというふうなことはありますでしょうか。

井上企画政策課長補佐 令和 4 年度におきましては、主に総論としての SDGs の内容、あるいは考え方について、身近な例を挙げつつ、普及啓発に取り組んだところでございます。SDGs につきましては非常に幅広く、かつ奥深いものがありますことから、今後は本市の特色を生かしながら、ある程度、項目を絞った形での取り組みも検討していきたいというふうに考えております。

田村委員 SDGsについてですけれども、市民への普及啓発といったものはどのように進んだのでしょうか。

井上企画政策課長補佐 令和4年度におきましては、主に普及啓発事業として「SDGs 市民フォーラム in 長門」を開催したほか、市内の特徴的な取組事例をはじめ、SDGsの17のゴールごとにアクションとして、身近な活動例を掲載した「長門 SDGs アクションガイド」を作成し、市内全戸に配布しておるところでございます。市民フォーラム開催時の来場者の皆さんの声やアクションガイドを読んでみた感想等を聞く限りにおいては、一定程度その手応えを感じているところでございます。SDGsの概念については非常に多岐にわたりますことから、実際には私たちの身近にありながら、気づきづらいものであると考えておりまして、私ども担当者の理解も含めて、多くの皆さんが身近に感じることができるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

田村委員 では、その普及啓発に向けたアクションガイド及びアクション動画を作られてると思いますけれども、発行部数といいますか制作した枚数なり、ボリュームなりですけれども、普及啓発に十分だったのでしょうか。

井上企画政策課長補佐 アクションガイドにつきましては作成部数が1万6,000部でございます、市内の全戸に配布をしておるところでございます。このアクションガイドにつきましては、海岸清掃等の各種のイベントの機会を捉えて配布をしておるところでございます。また、市のホームページに掲載しておりますアクション動画につきましては、再生回数が直近で135回というふうになっております。こうした動画については、ほっちゃテレビにおいてもこれまで10回程度を放映されておりまして、今後も折に触れて放映してまいりたいというふうに考えておりますことから、今後も様々な場面で周知、活用を図っていきたいと考えております。

田村委員 決算書78ページになります。第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第6目「企画費」、110「医療・福祉系人材確保事業」についてお尋ねいたします。今回、決算額7万6,200円ということですのでけれども、この結果を受けまして、まずは見解をお願いします。

井上企画政策課長補佐 令和4年度の執行率につきましては、令和4年12月に対象者の認定を行いました。初めて認定を受ける方につきましては、交付申請時期を令和5年1月末までとしておりまして、実際の交付申請額が確定しておりませんでした。そのため、3月補正予算において、当時、想定されました最大額となります10万5,000円を予算計上したところでありました。その後、実際に交付額が7万6,200円となりましたことから、結果として72.6%の執行額となったものでございます。これにつきましては、令和4年度がこの事業の始まりでございまして、事業に関する事前周知期間に限りがあったこと、そして、

奨学金の返還開始が一般的に 10 月に始まるケースが多いことから、1 つの会計年度における補助対象を前年の 10 月から当年 9 月までの返還分としておりまして、令和 4 年度の新卒者または新規就職者については、令和 5 年度からの認定となったことがあると考えています。こうしたことから、今後は事業のさらなる周知に努め、関係者のご意見も踏まえながら、人材確保と若者の定着につなげてまいりたいと考えております

田村委員 以上のことを受けまして、それでは課題が出てきたというところですけれども、改善をされて今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

村上企画政策課長 まずは制度の周知というところで、現在、各学校や各事業所のほうに直接出向いて説明等をするなど、制度の周知を図っております。要件につきましても、令和 5 年度ですけれども、対象要件を少し緩和をさせていただいて、さらに幅広く利用ができるような形で改善を図っているところです。

田村委員 その要件の緩和についてももしよろしかったら具体的にお願いします。

井上企画政策課長補佐 本事業につきましては、令和 4 年度の実績を踏まえまして令和 5 年度において申請者の年齢が 39 歳に到達した年度の 3 月まで補助を行う要件緩和を行うとともに、令和 4 年度の要件に該当しなかった方についても補助が可能となるよう経過措置を設けておるところでございます。申請時期がこの 10 月 2 日から 10 月 31 日までということで、今からということになりますけれども、様々な形で周知を図りながら募集につなげてまいりたいというふうに考えております。

早川委員 今、執行率の低さとかっていう理由を言われたんですけれども、要件緩和とか対応はされてると思われるんですけど、これ市内の補助対象となる人たちを受け入れる事業者っていうのは、喉どころじゃない本当に人が欲しいっていうところの希望があると思うんですけれども、これは事前のときに、年間上限額が 18 万という上限額をここでは設定されているんですけれども、他市と比べてもそんなに高くもなく低くもなくっていう条件だと思うんです。ただ、長門市にこういう人たちが帰ってきてないという現状を踏まえたら、ここの上限額をもっと増やす、もっと目に留まるような形をとって、執行率を上げる、まずは長門市に来てもらうという考え方はないのでしょうか。

福田企画政策課長補佐 この事業につきましては、奨学金を返還された実額に対する補助ということでございますので、このような上限額を設定させていただいたところでございます。最初に上限額を設定するに当たりまして、日本学生支援機構の返還シミュレーション等も活用しまして、月当たり 1 万 5,000 円程度というところが一番多く該当するのではないかとというところで、この枠どりにしました。今委員がおっしゃられましたように、長門市本市に人材を呼び込むという観点でいけば、この奨学金制度とともに移住・定住の制度ともあわ

せて今後支援策というものを検討していく必要があろうかと思しますので、そちらにつきましてはまた今後検討させていただきたいと思います。

早川委員 私が言ったのは、上限額の上乗せというか、高くすることはあるかと聞いているので、そこに関してはまだ分からないという認識でいいでしょうか。

福田企画政策課長補佐 今の奨学金の返還の上限額につきましては、今対象となっている方々もしくは事業者の方々の意見も聞きながら、上限額については今後検討していきたいというふうに考えております。

田中委員 歳入について伺います。決算書 31、32 ページ、第 16 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 1 目「総務費国庫補助金」についてです。これは 9 月補正のときにひさなが委員から質疑がありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、原則繰越ができないこと、年度内に完了することを関係各課と共有した上で交付金全額の活用に向けた調整を行っていくと答弁いただいております。交付金全額の活用ができたのかをお伺いいたします。

福田企画政策課長補佐 令和 4 年度の臨時交付金につきましては、国の予算が令和 3 年度のものと令和 4 年度のものがございました。当初国のほうからは令和 3 年度予算分の交付金は繰越ができないこと、令和 4 年度予算分の交付金につきましては、原油価格物価高騰対策の趣旨から、できる限り令和 4 年度内で執行すること、また本省繰越は想定していないことが通知されておりましたから、9 月補正のときに原則繰越ができないということを経済各課と共有した上で調整を行いました。最終的に国の令和 4 年度予算分につきましては、繰り越しが認められましたので、一部の事業について繰り越しを行ったところです。今お尋ねがありました交付金全額の活用についてですけれども、令和 4 年度の交付限度額 6 億 1,702 万 7,000 円の全額の交付決定を受けまして、令和 4 年度の実績 6 億 94 万 1,000 円の交付金を受け入れておるところであります。

田中委員 総括的に伺いたいと思います。財源確保についてです。様々な補助金や交付金を探したり調整したりというふうな、重要な業務をされていると思いますが、令和 4 年度における成果と課題をお伺いいたします。

村上企画総務課長 財源確保につきまして、企画政策課におきましては主に総務省や内閣府の地方創生関係の交付金を中心に事業計画の策定、交付申請等の調整を行っておるところでございます。令和 4 年度におきましては、地方創生推進交付金のほかに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の調整を行っております。成果といたしましては、事業計画の採択や満額の交付決定を受けることで市単独ではできない規模の事業や、広域での連携事業が可能になることであります。令和 4 年度におきましては、IT 関連企業等集積拠点施設整備事業の新規採択、予算は令和 5 年になりますが、採択を令和 4 年度に受

けたことが大きな成果であると考えております。一方、課題につきましては、補助金や交付金には採択要件がございますので、その要件整備に苦慮することや、国や県の事前相談から事業採択まで手続き、調整に時間を要することが上げられます。今後も引き続き、国、県の動向を注視しながら、本市にとって有利な財源確保に努めていきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管全般についてご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、企画政策課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。再開は 13 時 30 分からいたします。

— 休憩 12 : 43 —

— 再開 13 : 30 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 財政課所管につきましては特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 令和 4 年度決算におけるそれぞれの財政指標とかがあると思いますけれども、財政力指数であるとか、経常収支比率、経常一般財源等比率、それから公債費負担比率等、これらをどう分析されているのかお尋ねいたします。

山崎財政課長補佐 令和 4 年度決算における各財政指標の分析についてでございますが、個別に説明させていただきますと、まず財政力指数につきましては 0.32 となり、前年度に比べて 0.01 ポイントの低下となっております。これにつきましては、財政力指数が基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の 3 か年平均であり、令和 4 年度の単年の数値では 0.32 と前年度に比べて 0.01 ポイント改善しておりますが、基準財政収入額の減少が大きかった令和 3 年度の単年度数値、これが 0.31 と低かったことが要因となっております。次に、経常的な経費に経常的な収入である一般財源をどの程度充てているかを示す経常収支比率でございますが、令和 4 年度は 94.2% と前年度に比べて 3.8 ポイント上昇しており、これにつきましては、大型建設費のために借り入れた市債の償還が始まったことなどによる公債費の増加に加え、市税や普通交付税などの一般財源が減少したことが要因となっております。続きまして、標準財政規模に占めます継続的な一般財源の割合を示す経常一般財源等比率でございますが、

令和 4 年度は 100.3%で 0.1 ポイントの改善となり、2 年連続で 100%を上回ったところですが、これにつきましては、臨時財政対策債を含む普通交付税の減により、経常一般財源と標準財政規模がともに減少し、分母でありました標準財政規模の減少率が経常一般財源の減少率を上回りましたことから、比率の算定上 0.1 ポイントの改善となったところでございます。最後に公債費負担比率でございますが、これは公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示しておりますが、令和 4 年度が 15.5%と前年度に比べて 0.8 ポイントの上昇となっております。これは先ほどもご説明いたしました大型建設事業のために借り入れた市債の償還が始まったことによる公債費の増加によるものが要因となっております。分析につきましては以上です。

早川委員 債務負担行為というのは地方債と同じように後年度の財政負担を伴うものであって、財政の健全性を考慮の上運用する必要があると思うんですが、それで監査委員の意見書によると、普通会計の債務負担行為というのは令和 5 年度以降に支出予定額が 15 億 4,392 万 5,000 円で、前年度に比して 2 億 2,976 万 5,000 円の減少というふうになっています。人口 1 人当たりの支出予定額が 4 万 8,760 円となって、前年度に比して 6,092 円減少していますけれども、財政課としてこの令和 4 年度決算を踏まえた所見をお尋ねいたします。

睦田財政課主査 債務負担行為につきましては、ご存じのように後年度における債務の負担を設定する行為で、契約等で後年度の支出が予想される場合に必要となり、予算の一部として議会の議決を要しているものでございます。この債務負担行為につきましては、大規模な事業の実施で期間が複数年に及ぶものや、指定管理料のように性質上、契約期間が複数年にわたるものなどがあり、いずれにつきましても先ほどおっしゃられましたように将来の財政負担を伴うものとなります。令和 4 年度決算につきましては、自治体クラウドシステムの利用料や指定管理料に伴うものなどが減少したことにより、令和 5 年度以降の支出予定額が減少しておりますが、今後もまずは各担当課から上がってくるものにつきまして十分審査した上で、必要最小限の経費の計上に努めるとともに、適切な財政運営に努めていきたいというふうに考えております。

重村委員 それでは 1 点、決算にあたって見解をお尋ねします。決算書の 386 ページに財産目録とありますが、財政調整基金の 4 年度末の額が載っております。37 億 4,605 万 6,000 円というふうに記載されております。調書によると総額は基金全体からすると 86 億 2,165 万円ということで、その基金の約 44%ぐらいに当たるものがこの財政調整基金ということに調書上ではなっております。見解をお伺いしたいというのが、常々この財政調整基金っていうのは幾らぐらいの基金を持ち合わせるのが自治体として適当なのかという質問で、大概常にずっと一般会計の約 10%前後というご回答をいただいています。これは多分、

地方財政法に則って10%、1割程度ということは明記されているわけではなく、自治体運営の全般にわたって見解として1割程度が必要ではないかという見解を示されてきたと思うんですけれども、私も14年目、議員をさせていただいて、財政状況を見ると、合併当初から比べると随分その基金残高も増えてきて、私が10%、1割程度っていうのを耳にしたのは、実は阿野副市長が在任中にある予算委員会の中で、適切な財政調整基金の積立額っていうのは幾らだというふうな認識かというときに、一般会計、普通会計の10%前後、1割というふうに認識しているというご答弁をいただいた記憶があるんです。これからいくと、多分5年度決算とかすると、これは地方財政法で余剰金の半分は財政調整基金に積み上げるとかということになってくると40億円を超えてくる可能性もあるなというふうに私は見解を持ってるんですけれども、40億円となると、一般会計でいう約2割に相当してくると。こういう社会情勢の中ですから自治体の運営っていうのも確かに普通の家庭で言う預貯金をきちんと持つておくということは必要なことでもあるし、安心にもつながります。しかし、一方の側面から見ると、年間予算っていうのは地方交付税であつたり市民の皆さんからいただいた税、料こういったものを合わせたものを市民の皆さんに再分配するという、私は行政の責任があるというふうに思うんですよ。そこらあたりで、財政調整基金がここまで積み上がってる。この見解っていうのをまずお尋ねしたいのと、今後、この財政調整基金っていうのはどういった場面で取り崩し、使う用途、ここらあたりを考えられているかを確認したいというふうに思います。

福田財政課長 ただ今、委員のご指摘にありました財政調整基金でございますが、ここ数年で地方財政法の第7条の規定の積み立てを確実に行うようになってきてから、残高が右肩上がりと言いますか、増えてきております。それにプラスしまして、コロナ禍におけるコロナの臨時交付金などの臨時的な歳入があったことも含めて、他の自治体でも財政調整基金が軒並み増えているというご指摘があったのも事実です。委員ご指摘の適正な財政調整基金額というか、今よく言われているのが私どもも何度か口にすることがございますが、標準財政規模の10%、だいたい長門市が標準財政規模125億円程度。標準財政規模というのは、先日の学習会でも申しました通り、長門市が一般的な標準的な状態で一般財源として収入できる税等でございます。それがだいたい125億円程度。その10%と言いますと、だいたい12億円程度になりますが、もう既に長門市の財政調整基金の残高は37億円に上っております。今年度の実質収支の2分の1を12月に積み立てる予算を当然提案するようになると思いますが、そうすると今度は表面上40億円に乗ってくるのではなかろうかと。現在予算上10億円程度取り崩す予算を入れてはおります。それを差し引きましても30億円を軽

く超える金額は残っているような状態になろうかと思います。話は戻りますが、適切な残高と言いますと、先ほど申しました通り標準財政規模の10%、これが適切かどうかという書き物はどこにもないんですが、これは何かと言いますと財政サイドが意識する数字ではなかろうかと思います。自治体ごとにやっぱりそれぞれ考え方がございまして、もし長門市が全市民的に壊滅的な被害を受けた場合、1人にかかる復興予算と言いますか復興経費というのはだいたい40万円から50万円と言われております。その約半分ぐらいは国や県、そして、義援金などによって賄えるんじゃないかという想定のもとに、だいたい1人当たり20万円ぐらいかかるだろうと。これは私の個人的な意見です。その20万円を人口に掛けると約60億円になります。3万人分掛けると。じゃあ、今の長門市の財政調整基金は実際それで満足できているのかというと、なかなかそこには届いていないっていうのも事実。しかし、反対の考え方をすると、標準規模の10%あればいいじゃないかという考え方もございまして、ちょっと答えというのはなかなか見当たらないところではあると思いますが。私の個人的な意見としては、いわゆる歳入歳出の財源を補完するものでありますので、ある程度当然必要ではあります。けれど、12億円程度ではちょっと寂しいかなという思いはございます。

重村委員 私の認識不足の点もあって申し訳ございませんでしたけど、もう1点だけ。これから大きい公共事業もある、その中で令和4年度末の決算認定に当たってそこが気になったわけですけど、この金額っていうのは、例えば国に起債等を起こすときに財政調整基金の残高っていうのが、国から指摘されたりとか、そういったことは一切ないというふうに認識しててよろしいですか。

福田財政課長 国からの指摘、県からの指摘というのは特にございません。

田村委員 市債の現在高ですけれども、市債残高は、207億25万1,000円で、前年に対して11億9,801万3,000円減少しております。人口1人当たりの現在高は65万3,747円で、前年度に比して2万3,463円減少しているという状況ですけれども、財政課として令和4年度決算における市債の状況というのをどのように認識をしているかお尋ねいたします。

福田財政課長 本市の令和4年度の市債残高につきましては、委員お示しのとおりであり、昨年度末に比較して約11億9,800万円の減となっております。市債の残高は新庁舎建設に伴う市債の発行で令和元年度末に一時的に増加をしておりますが、平成17年3月の合併以降、約100億円の市債残高を圧縮しております。これは、これまで行ってきた市債の発行抑制や積極的な繰り上げ償還が効果として表れてきていると認識しております。市債の残高につきましては、財政健全化判断比率において、将来負担比率の算定に影響しますことから、地方債の新規発行額と償還元金とのバランスを注視した市債の発行に努めていき

たいと考えておるところでございます。

田村委員 それでは、合併特例債について伺います。合併特例債の発行可能額と令和 4 年度末の残額ですが、幾ら起債できるんでしょうか。そして今後の合併特例債の方針についてお尋ねいたします。

福田財政課長 合併特例債は合併した自治体が新しいまちづくりに必要な事業に対する財源として、新市建設計画に基づき、借入することができる地方債でございます。事業費に対して 95%まで借り入れることができ、毎年度償還する元利償還金の 70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される、いわゆる有利な地方債とされ、活用については合併初年度から 10 か年度に限られておりましたが、東日本大震災の影響などから、2 度の延長を経まして、現在は 20 か年度となっており、本市においては令和 6 年度が期限となっております。本市の合併特例債は建設事業に対する発行可能額 176 億 9,410 万円、基金に対する発行可能額 22 億 9,590 万円の合計 199 億 9,000 万円となっております。このうち、建設事業に係る令和 4 年度末までの発行額は 165 億 2,480 万円になり、差し引き令和 5 年度以降の発行可能額は 11 億 6,930 万円であります。今後につきましては、活用期限が迫ってきているということもあり、発行可能額を余すことのないよう、仙崎公民館や油谷支所、西消防署の建築等へ活用したいと考えているところでございます。

田村委員 地域活性化基金についてお尋ねします。地域活性化基金の決算年度残高は 20 億 832 万 4,000 円で、当年度中に 199 万 4,000 円増加しております。基金の状況を財政課としてどのように認識をしておられるのか、また基金の今後の活用方法を具体的にどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

佐伯財政課主査 地域活性化基金につきましては、令和 4 年度は取り崩しを実施しておらず、利子分の 199 万 4,000 円が増加したものでございます。現在、基金残高は 20 億円を超える状況にありまして、平成 28 年度に取り決めた地域活性化基金の活用方針に従って、適切に活用していく必要があると考えております。活用方法につきましては、地域活性化基金条例において、市民の連帯の強化及び地域の振興に資する事業の財源に充てるとされており、具体的には地方債の適債性のないハード事業や、産業振興、子育て支援を中心としたソフト事業に充てることとしております。

田村委員 地方交付税についてお尋ねいたします。地方交付税は、本市の歳入財源が約 4 割近くを占めておりますけれども、地方交付税というのはご承知のとおり地方財政の均衡化を図るため、国が国税の一部を財源として地方公共団体に交付するものであります。普通交付税と特別交付税がありますが、収入済額は 89 億 8,225 万 4,000 円になります。前年度に対して 9,319 万 6,000 円と 1%減少しておりますけれども、次年度の普通交付税の算定見通しについてお尋ね

をいたします。

福田財政課長 令和 4 年度の地方交付税の決算額、増減については委員お示しのとおりでございますが、内訳としまして普通交付税が 1 億 1,690 万 9,000 円の減、率にしてマイナス 1.5%。特別交付税が 2,371 万 3,000 円の増、率にしてプラス 2.2%となっております。普通交付税におきましては、令和 3 年度に引き続き令和 4 年度においても、地方交付税の原資となる国税決算の上振れや増額補正により、年度途中で再算定が行われました。結果として、令和 3 年度の再算定による増額が大きかったことから令和 4 年度がマイナスとなったところであります。なお、再算定前の当初算定段階においては令和 4 年度は、令和 3 年度に比べ約 6,200 万円の増となっており、令和 5 年度においても、当社算定ベースでは令和 4 年度当初に比べ、約 7,100 万円の増となっております。総務省による令和 6 年度の地方交付税の概算要求は、地方公共団体の交付ベースで対前年比 1.1%の増となっておることから、本市の普通交付税につきましては、現状維持か、若干の増額が見込まれると考えております。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、財政課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機願います。）

— 休憩 13 : 51 —

— 再開 13 : 52 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、監理管財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 監理管財課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 決算書 74 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 5 目「財産管理費」、主要な施策の報告書の 15 ページ、説明コード 015「市有財産利活用事業」についてお尋ねいたします。事業の成果・課題のうち、他の老朽化した未利用施設についても、公共施設等総合管理計画に沿って順次解体するとともに、解体撤去後の跡地について有効利用を検討していくというふうに記載されております。老朽化した遊休施設を解体する際の優先順位というのはどうなっているのでしょうか。

山下監理管財課長補佐 将来にわたり持続可能な公共サービスの提供を実現するため、長門市公共施設等総合管理計画を策定し、その数値目標の一つであります公共施設の総量削減をアクションプラン、個別施設計画に基づき実施しております。基本的には計画に基づき、施設所管課が実施しているところでございます。しかしながら、ここに掲載しております旧川尻小学校につきましては、校舎隣の川尻体育館の利用者等の安全確保のため、計画を前倒しし優先的に解体撤去を行っております。

田村委員 ただ今、旧川尻小学校の解体工事について述べられましたけれども、これは 3 月補正の際に確認すればよかったんですけれども、繰越事業となっております。この理由についてお尋ねいたします。

山下監理管財課長補佐 繰越事業となった主な理由につきましては、解体着手後に保存する予定でありました体育館の付属建物である渡り廊下の屋根に著しい腐食が確認されたことから、危険性を考慮し追加で撤去する工事内容の変更があったため、年度内の完了が困難となったものです。なお、本年 5 月に工事は完了しております。

田村委員 それでは遊休施設を解体する際に、優先順位についての質問に戻りますけれども、今後この解体施設についてはどこを想定されておられるでしょうか。

山下監理管財課長補佐 監理管財課が所管しております施設につきましては、長門市公共施設等総合管理計画、第 2 次アクションプランにて掲載しております旧大平小学校と旧湯免プールを計画として上げております。

田村委員 それでは、解体後の施設の跡地利用についてお尋ねをいたしますけれども、何か事例があるでしょうか。

山下監理管財課長補佐 解体後の跡地利用のお尋ねでございますが、令和 2 年度に正明市市営住宅跡地、今年度につきましては旧三隅給食センター跡地につきまして、民間への売却を行っております。

田村委員 それでは、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」、説明コード 045「電子入札システム事業」についてお尋ねいたします。令和 5 年 8 月からの本格稼働を前に実証実験をされていらっしゃると思いますけれども、想定通りの効果が見込めるかどうかについて見解をお願いします。

町野監理管財課主幹 6 月 20 日に市内業者を対象に、電子入札システム利用者説明会を開催し、54 社中 46 社の参加がありました。説明会にて、実証実験、模擬入札の日程の内容の説明を行いました。実証実験は 7 月 3 日から 7 月 14 日の期間に開催し、全ての業者を対象とした一般競争入札を 2 回、市内業者を対象とした指名競争入札を 4 回、計 6 回開催しました。市内業者のうち約 7 割が実証実験に参加されました。また、電子入札を利用するためには電子入札シス

テムへの利用者登録が必要となります。現在、市内業者 54 社中 49 社が登録を済まされており、登録率は約 90%となります。電子入札の実施状況ですが、令和 5 年 8 月 10 日に最初の指名通知を行い、これまで落札決定した入札回数は条件付一般競争入札 1 回、指名競争入札 15 回の計 16 回となります。電子入札については、応札から入札結果等の公開を含め順調に運用しています。電子入札を行うことにより、人の密集、密接及び対面接触が回避され、コロナウイルス感染症等の感染拡大の防止を目的としていることから、一定の効果はあるものと考えています。

田村委員 それでは、システム導入のメリットについてお尋ねをいたしたいんですけれども。市の職員側に対して、生産性の向上であるとか何かメリットがあるのでしょうか。

町野監理管財課主幹 紙入札では、入札参加者が一堂に会するため広い入札会場と駐車場等の確保が必要となっていました。電子入札を実施することにより、関係施設の確保が不要となり、施設の利活用に役立っています。また開札から入札結果等の公表がシステムで行えることから、入札事務手続きの迅速化が図られ、公表までの時間が短縮されました。電子入札システムを利用し、入札事務をより一層、公正かつ適正に行うことが発注者側のメリットであると考えています。

田村委員 公平かつ適切にというところで、もう 1 つだけお尋ねをいたします。入札の公正性が図られることというメリットがありますけれども、入札の過程や結果が公表され、透明性の向上が図れることと記載があったと思いますけれども、公平性、透明性のメリットとして具体的にどのようなメリットがあるのでしょうか。

町野監理管財課主幹 入札の公正性については、入札参加者同士が待ち時間等で接触する機会が削減され、入札に対する公正性が確保されます。透明性については入札の過程や結果が公表されることから、透明性が向上します。また入札額が同額となった場合は電子くじにより優先順位を決定します。電子入札に参加するためには、入札金額、くじ番号、内訳書の添付が必要となり、入札額が同額となった場合はシステムにより自動的に優先順位が決定されることから、業者決定に至る過程において公正性と透明性が図られます。入札金額とくじ番号により全ての入札参加者の順位が決定されることから、積算内容確認期間において落札候補者より入札辞退等の申し出があった場合は、次の順位の者を落札決定とすることが可能となり、落札決定までの時間が短縮されます。

田村委員 第 18 款「財産収入」についてお尋ねします。第 2 項「財産売払収入」、第 1 目「不動産売払収入」についてですけれども、不動産売払収入について 1,605 万 1,315 円の内訳についてお願いいたします。

宮本監理管財課長 不動産売払収入の内訳でございますが、三隅勤労者スポーツセンター横の三隅テニスコート跡地公売分が 1,308 万 3,300 円、湊漁港用道路用地の残地公売分が 259 万 3,430 円。その他法定外公共物、いわゆる赤線と青線の用途廃止に伴う売払いが 3 件で 37 万 4,585 円でございます。

田村委員 市有地の有効活用についてどのようにお考えかお尋ねします。

宮本監理管財課長 市有財産は市民共有の財産であることから、市が公共の福祉のために利用することが最も望ましいところですが、行政目的を喪失し、将来的な利活用計画が定められていない未利用財産につきましては、維持管理の節減や自主財源確保の観点からも、売却や貸付等による積極的な利活用を進めていく必要があると考えております。現在売却や貸付が可能な財産につきましては、市ホームページや市広報紙にて公表することで広く利用者を募っております。また、未利用財産の売却等について地元不動産業者等からご助言をいただくなどしております。中には立地条件、不整形及び、狭小の形状さらには、接道要件等売却等が困難な場所もあると伺っております。いずれにいたしましても、行政での活用はもちろんのこと、民間への貸出や売却などができないか、引き続き研究し、有効な利活用を図っていきたいと考えております。

田中委員 今、課長からお話がありました、市としては売却は考えていなかったんだけれども、市民のほうから、ここ自分の家のすぐそばなんで利用したいんだ、というような問い合わせですね、そういうことって令和 4 年度はございましたでしょうか。

宮本監理管財課長 令和 4 年度については特にございません。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、監理管財課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監理管財課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機願います。

— 休憩 14 : 06 —

— 再開 14 : 07 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは税務課所管につきまして、補足説明を申し上げます。こちらは歳入になりますが、決算書の 13 から 16 ページ、第 1 款「市税」では、前年度と比較して、約 2,018 万円の減収となっております。これは中小事業者等に対する新型コロナウイルス感染拡大に伴う固定資産税等の軽減措置

の終了等により 3,932 万円増収となり、また、入湯税が観光客の増等により 1,306 万円の増収等、6 つの税目のうち、市民税を除く 5 つの税目で増収となりましたものの、法人市民税が企業の事業への設備投資や、原材料費の高騰等による影響から市民税が 8,369 万円の大幅な減収となり、市税が約 2,018 万円の減少となりました。また、収納率につきましては、市税全体で 94.8%と前年度に比べ 0.2 ポイント下降しており、収入未済額は前年度から約 345 万円減少しております。補足説明は以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 令和 3 年度決算を受けての要望的意見が出ておりましたけれども、市税は本市の基幹税目であり、貴重な自主財源となっているが、市税の滞納額は令和 2 年度決算時より減少しているものの、令和 3 年度の収入未済額は 1 億 7,967 万 9,000 円となっている。現在、新型コロナウイルス感染症の経済的影響は広範囲にわたっており、徴税業務に関して生活困窮や事業不振など、市税の納付が困難な事案が予測されており、こうした事案が発生した場合、現下の地域経済の状況に鑑み、個別の状況に寄り添いながら、適切に対応されるように努めることという要望書を提出しております。こういったものを受けまして、令和 4 年度の市税について総括をお願いします。

林税務課長 令和 4 年度の市税の収入につきましては、決算書 4 ページですが、調定額の 37 億 5,084 万円に対しまして、収入済額は 35 億 5,694 万円で、徴収率は 94.8%となり、令和 3 年度より 0.2%ほど低下しております。各税目の調定の増減につきましては、先ほど企画総務部長が補足説明いたしましたとおりでございます。また、収入未済額は 1 億 7,621 万円となり、令和 3 年度に比べ、345 万円減少しております。徴収率につきましては、固定資産税の滞納繰越分が多数を占めるため、大幅な徴収率の向上は難しいと考えておりますが、税の公平性を担保するため、滞納者の自主的な納付を促すことを目標としつつも、個々の実情に合わせまして、地方税法に基づく徴収猶予や減免制度の適時、適切な活用を図りながら、法令に基づく公平、公正な債権管理に取り組んでまいりたいと思っております。

田村委員 続きまして、令和 4 年度決算資料、市税の概要の 4 ページになりますけれども、固定資産税の調定が家屋で 1 億 133 万 5,000 円、償却資産が 2,274 万円増としておりますけれども、その要因をお伺いします。また、あわせて市税の概要 9 ページにおきまして、市税の繰越調定額、収入済額がそれぞれ 7,977 万円と 8,575 万円減額となっている要因についてお尋ねをいたします。

林税務課長 固定資産税につきましては、令和 3 年度に地方税法附則第 63 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び

償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が行われ、家屋で 9,450 万円、償却資産で 1,503 万円の減額措置が行われたことが大きな要因であります。また、市税の滞納調定額および収入済額の減額につきましては、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響によります、納税が困難な者への対応について令和 2 年度に地方税法附則第 59 条の規定による徴収猶予の特例の措置が行われ、令和 2 年度分の徴収猶予額として 8,395 万円を繰り越したことによるものであります。

田村委員 続きまして、市政の滞納額の合計金額 1 億 7,621 万 8,000 円の内訳をお尋ねいたします。またあわせまして市税の収納率が 94.8%と先ほどからご報告がありますけれども、昨年から 0.2 ポイント悪くなっておりますけれども、この分析についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

林税務課長 収入未済額につきましては、令和 4 年度一般会計歳入歳出決算書の 4 ページに記載がございます。市民税 1,286 万 1,000 円、固定資産税 1 億 5,302 万 4,000 円、軽自動車税 70 万 6,000 円、入湯税 59 万円、都市計画税 903 万 4,000 円となっております。徴収率につきましては、固定資産税の滞納繰越分に左右されることとなりますが、今後とも債権管理マニュアルに基づいた適正で公平な事務の執行に努め、徴収率の向上を目指し、収入未済額を縮減したいと考えております。

田村委員 続きまして、決算審査意見書です。一般会計の状況として、不納欠損額は 1,767 万 4,000 円となっております、前年度と比べ 1,097 万 4,000 円、率にして 163.8%増加をしておりますと、記載されておりますが、この理由についてお尋ねをいたします。

林税務課長 増加理由といたしましては、前年度、令和 3 年度と比して、地方税法第 15 条の 7 第 5 項の即時欠損が 1,187 万 9,000 円増加したことによるものであります。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、税務課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、税務課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

—休憩 14 : 15—

—再開 14 : 16—

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、防災危機管理課所管に

ついて審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは、防災危機管理課所管につきまして、補足説明を申し上げます。決算書の 95 から 98 ページ、第 17 目「防災対策費」についてですが、まず、主要な施策の報告書 34 ページ「長門地区告知端末整備事業」では、令和 3 年度からの繰越になりますが、令和 4 年度に実施する長門地区光ファイバー網整備業に合わせ、宅内工事を行い、長門地区に告知端末を 470 件設置しており、市全体の整備事業は完了となります。次に、主要な施策の報告書 35 ページの「防災備蓄整備事業」では、災害時等の避難者用備蓄品について、今後も市防災備蓄計画に基づき、年次的に更新・拡充を図ることとしております。補足説明は以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それではお尋ねいたします。第 1 項、第 17 目、コード番号 900「防災対策費」、決算書のページは 96 ページになります。防災対策費の中で、防災意識啓発事業というのがあるかと思えますけれども、これについて決算額が 12 万 1,981 円となっております。この中の特に自主防災組織育成補助金 7 万 9,631 円、これについて決算を迎えての見解をお尋ねしたいと思います。

佐方防災危機管理課長 防災意識啓発事業につきましては、令和 4 年度当初については設立に 6 組織、それから既存の組織に対する活動経費に関する補助につきましては 10 組織、それから資機材、備蓄品の購入補助につきまして 6 組織、防災士資格取得補助として 5 名を見込んでおりましたが、実績といたしましては新規はございませんでした。それと訓練補助が 1 組織、資機材の購入が 2 組織で、防災士の資格取得補助が 1 名となっております。これについては、コロナ禍の影響もあり、大きく下回っております。設立されている自主防災組織に対しまして、支援ができたことにはなるんですけれども、今後、より補助金を活用をしていただきまして、自主防災組織の活動を実効性のあるものとして、地域防災力の向上につなげていかれたらと思っております。

重村委員 これは今年の 6 月でしたか、田村議員の一般質問でも令和 4 年度っていうのがコロナ禍の中で順調に自主防災組織を立ち上げる前段階での地区の会議とかそういったものがなかなか持てなかったということで、そこまでつながらなかったという回答はいただいています。今課長の中にも少し出てきましたけど、当初予算のときには、その自主防災アドバイザー養成講座。ここに 5 名ぐらいは目標として、防災士を養成したいんだということがありましたけれども、これも先ほどの答弁で 1 名のみということで、4 名に関しては目標に達してないということでよろしゅうございますか。

佐方防災危機管理課長 防災士については 1 名でございました。

重廣委員 同じ目の事業名が「長門地区告知端末整備事業」となっております。報告書の34ページでございます。このことにつきまして、まず執行率ですよね。これは先ほど、部長から説明がありましたように、光ファイバー網の工事の繰り越しにより3年から4年に繰り越したというふうな説明がございました。それで執行率が79%ということについて、説明をお願いします。

佐方防災危機管理課長 令和3年度からの繰越事業になりますけども、550件弱の設置希望がございまして50件の追加設置希望に対応できる600件分の予算を繰り越していましたが、設置キャンセル等があり実際には470件の設置となったため執行率が79%になったということでございます。

重廣委員 それでは、報告書の1番下側にも書いてあるんですが、低かった長門地区が52%、全体で66%になったということですよ。そして4年度で整備事業は完了したということです。この長門地区の52.8%ですか、この低さについて課としてどのような見解をお持ちなのか伺いたと思います。

佐方防災危機管理課長 長門地区告知端末整備事業につきましては、長門地区光ファイバー網整備事業にあわせまして、告知端末未設置の2,900世帯に対しまして、ダイレクトメールによりまして設置勧奨及び意向調査を実施し、先ほども申しましたけれども500件弱の設置希望がございまして、470件を設置いたしております。ほっちゃテレビの未加入の世帯におきましては、宅内工事について実費負担が必要となりますので、告知端末の設置率も低い傾向となっております。集合住宅が多くあり一時的に居住されている方が申請にまで至らない状況等もございまして、設置希望が少のうございましたので、設置率の低さの要因であると考えております。

重廣委員 この設置されたっていうのは、希望者に対して設置されたというふうに今言われましたよね。4年度で整備工事は完了しております。ただ、全体で3分の2程度ですよ。割と市民の話によりますと、便利だねって言う方もおられます。設置されてない方っていうのはその便利さをご存知ないと思うんですよ。まだ3分の2くらいしかありませんから、これからどのように設置率を向上させていこう。もうこれでいいと思っておられるのか、それとも別の事業を組んで新しくまた、もう少し8割9割ぐらいまで設置率を上げたいなと思っておられるのか。そのあたりの見解を伺いたと思います。

佐方防災危機管理課長 この事業については今回で終了ということになりますけれども、今後については引き続き広報紙やホームページにおいて告知端末の周知を図りながら防災講座等の様々な機会を通じまして、災害時における告知端末の効果をわかりやすく説明するなど周知し、設置率の向上につなげてまいりたいと考えておりますので、個別にも設置していただくという形になります。

田村委員 決算書96ページになります。第2款「総務費」、第1項「総務管理

費」、第 15 目「交通安全対策費」、コード 900「交通安全対策費」ですけれども、交通指導員報償 88 万 6,600 円というのが支出をされております。交通指導員さんの業務内容等と、どの程度活動されたかっていうことがもしわかりましたらお願いします。

佐方防災危機管理課長 交通指導員の業務についてでございますが、児童の登校する際の交差点等の交通指導にあたられるということになるかと思えます。今回実際には 8 名、令和 4 年度当初はいらっしゃったんですけれども、最終的には今 6 名の指導員になっておりますので、それで少し減額が生じたということでございます。

田村委員 今 8 名のところ 6 名というふうにご説明いただきましたけれども、これ 2 名が不足しているという状態なのか、それとも 6 名で足りているという状態なのかということなんですけれども。その辺りはどうなのでしょう。

佐方防災危機管理課長 本来でございましたら、元々は 10 名程度いらっしゃったのがなかなか指導員の確保が難しくて、今 6 名になっておるところでございますので、今後もなっただく方をまた探しながらということになるかと思えます。

田村委員 後継者不足っていうか、担い手不足、なかなかどこも大変だなと思えます。この件でもう 1 点だけ。消耗品費 45 万 907 円がございましたけれども、これの内訳についてお願いいたします。主なもので結構です。

佐方防災危機管理課長 交通安全対策費の消耗品費の内容でございますけれども、通学の児童の安全帽やそれから反射材ベスト、啓発物品、事務用品等を購入いたしております。

重村委員 それでは決算資料でいうと 100 ページです。第 19 目「諸費」になりますけれども、コード番号が 025「防犯カメラ設置事業」です。72 万 500 円と決算額はなっておりますけれども、当初予算の審査の時にどこに付けるのかという質問に、一番防犯上効果が高いところにとということで、なかなか防犯カメラをここに付けますからって口外できない部分もあるかと思えますけど、1 か所設置ができたという認識でよろしいですか。

佐方防災危機管理課長 場所については 1 か所設置をいたしております。

重村委員 それでこれは決算を終えて私が非常に思うのは、今社会の中でどこで犯罪、事件が起きるかわからないという、不安定というか、社会現象の中で致仕方ない部分もありますけれども。そういった事件が起こったときに早期解決につながるのはこういった防犯カメラであったり、車の車載カメラであったりということにつながってまいります。ずっと見てると、年間に 1 か所ずつというような私は見解を持ってるんだけど、例えばこれは決算を迎えて今後今の社会に適応していくには、防犯上必要なところは警察と相談しながら年間に 2

基、3基、こういったことも必要だろうし、市民からの要望があればそれに必要と思われるのであれば応えとか、今後の防犯カメラ設置に向けた担当課としての見解をお尋ねしておきたいと思います。

佐方防災危機管理課長 防犯カメラにつきましては、だいたい毎年1基程度を設置しておりまして、これまで防災危機管理課で管理している防犯カメラについては7基を主要な交差点等に設置しておりまして、概ね必要なところには設置したのではないかなと思っておりますけれども、毎年1基程度今後も予算化してまいりたいというふうには考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、防災危機管理所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。以上で防災危機管理所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

—休憩 14 : 31—

—再開 14 : 32—

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、デジタル戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それではデジタル戦略課所管につきまして、補足説明を申し上げます。最初に、決算書87ページから88ページ、第9目「電算管理費」、主要な施策の報告書27ページの「デジタルトランスフォーメーション推進事業」では、令和3年6月からデジタル推進の調整監として株式会社日立システムズから外部人材を登用しており、令和4年度は本庁舎におけるキャッシュレス決済端末の導入のほか行政手続オンライン化の基盤構築、デジタルデバйд対策として公民館等での高齢者へのスマホ教室を開催したところでございます。次に、同じく決算書87ページから88ページ、第10目「ケーブルテレビ放送費」、主要な施策の報告書28ページの「光ファイバー網整備事業」では、ケーブルテレビ網の災害時等における情報伝達の安全性を確保する耐災害性の強化と情報通信網の高速化を目指した取組を進め、令和4年度においては長門地区の青海島、俵山、渋木・真木、深川、仙崎の幹線から各戸への引込工事を完了いたしました。これにより、令和元年度に着手いたしました光ファイバー網整備事業の全ての工事を完了し、本年4月から新たにほっちゃ光サービスを開始したところでございます。補足説明は以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

松岡委員 決算書 85、86 ページ。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 9 目「電算管理費」、委託料についてお伺いします。不用額が 800 万円以上と高額になっているのですが、その内訳を教えてください。

山田デジタル戦略課長 電算管理費の委託料の不用額については、電算管理システムの通常管理業務をはじめ、サーバー更新事業、情報システム強靱性向上事業、庁内無線 LAN 構築事業などの様々な事業の不用額が積み重なったものがあります。主な理由としましては、突発的なシステム改修等に対応するために計上していた予算が不執行になったことによる不用額が 121 万 7,000 円。庁内無線 LAN 構築で仕様精査により当初見込み額より契約金額が低くなったことによる不用額が 301 万 7,000 円。キャッシュレス決済端末の導入のプロポーザルの実施結果や RPA 導入業務の見送り等による不用額が 213 万 6,000 円となっております。

松岡委員 決算書 87、88 ページ。主要な施策の報告書の 27 ページ。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 9 目「電算管理費」、説明コード 015「デジタルトランスフォーメーション推進事業」についてお尋ねいたします。この主要な施策の報告書の中で、事業の実績の項目がいくつか書かれておりますが、これらについてそれぞれの事業費と執行率を教えてください。

山田デジタル戦略課長 各項目の事業費と執行率でございますけれども、本庁窓口へのキャッシュレス決済端末の導入については、事業費が 508 万 1,000 円、執行率が 70%でございました。マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化基盤の構築は事業費が 2,483 万 3,000 円、執行率が 98%でございました。高齢者向けスマホ教室の開催は事業費が 25 万 2,000 円で、これは執行率が 50%でございます。それと、公立保育園 6 園の登降園管理システムアプリの導入については、これは子育て支援課の予算になりますが、事業費が 1,067 万 1,000 円、執行率が 73.4%となっております。また、民間企業との協働による集団健診 Web 予約サービスの実証は、これについては県の実証予算を活用したため事業費の支出はございませんでした。

松岡委員 今の中で、高齢者向けスマホ教室開催の執行率が 50%と低くなっておりますが、その理由の説明をお願いいたします。

山田デジタル戦略課長 高齢者向けスマホ教室の開催費については、当初デジタル調整監の活動費として委託料 50 万円を計上しておりまして、こういうような講演会を開催する予定でございました。その中で県の補助事業を受けることになりまして、その補助金の交付決定額の範囲内で実施することとしましたので、執行率が 50%になったものでございます。

松岡委員 公立保育園 6 園への登降園管理システムアプリの導入についてです

が、その活用状況というのをわかる範囲で教えてください。

山田デジタル戦略課長 この登降園管理システムアプリについては、導入時期につきましては令和 5 年 1 月から試験的に運用を開始しまして、保護者への周知を踏まえまして 4 月から本格運用を開始したところでございます。活用状況としては、出欠入力、登降園確認、園と保護者の個別連絡、身体検査、健康診断、歯科検診、全体のお知らせ、アンケート機能、これらの機能を活用しておるところでございます。

田中委員 私はスマホ教室の方に戻らせていただきますけれども、高齢者、一定の方はスマホに不信感を持たれて、電話が使えるといいんだと言われる方もいますし、頑なに拒否される方もいらっしゃる一方で、積極的に利用されている方もいらっしゃるように見受けられます。この教室を開催したことで見えてきた課題や今後の取り組み方法などを伺います。

山田デジタル戦略課長 スマホ教室では、参加者からもっとスマホを使いこなしたい、けれども家族をはじめ操作方法などがなかなか聞きづらいというようなお声をいただいております。また、電話が使えるといいというような方にも参加いただいております。スマホ教室の受講後には便利であることがわかって使ってみたい、といったような声もいただいております。令和 4 年度は計 24 回の講座で、延べ 355 人に参加いただき、大変好評でしたが、講師を中心にきめ細やかな講座を進めていく必要があるため、1 回の講座の定員を増やすことができないというような課題がございます。このため本年度は講座の回数を計 64 回に増やし、開催しているところでありまして、次年度以降も継続的に開催していくことで、デジタルデバイドの解消につなげていきたいと考えております。

重村委員 私は関連質疑で、本庁窓口へのキャッシュレス決済端末の導入についてお尋ねします。令和 4 年度の当初審査の中でとりあえずは本庁に決済システムを導入してみるんだと。その時委員からの質疑としたら出張所、支所ここらあたりにはどうなのかというような質疑が出されています。ご答弁は、本庁にとりあえず付けてみて、検証して、必要に応じてということで今後の検討の中に入れていくというような答弁をいただいておりますけど、この決済システムを導入しての見解と効果、そして今後、担当課として、出張所とはいいませんけど、支所レベルまではいかななものかというところをお尋ねしたいと思います。

山田デジタル戦略課長 本庁窓口でのキャッシュレス決済の導入についてでありますけれども、クレジットカードやスマホのアプリ等により、非接触で容易に決済ができるということで利用者の利便性が図られたところであります。また、今後キャッシュレス決済の割合が増えていくことにより、現金の取り扱い

が減ることで、おつりの準備や精算事務の手間や時間の削減など窓口業務の効率化が期待されております。運用を始めまして本庁 2 か所、税務課と総合窓口課でありますけれども、ここで運用を始めて、最初職員もなかなか現金と両方だから扱いづらいなっていうことも想定されましたけれども、なかなか使いやすい、便利であるということの声を職員からもいただいております。ちょっとお客さんの声は私のほうには直接まだ耳には届いてないんですけれども、使いやすいものということで職員も認識しておりまして、一つの声としまして、これも出張所等にも入れてはどうかということが窓口の職員からも上がってきておるような状況です。ただ、一つの端末を導入するのも非常に当然お金のかかるものですので、もっと検証と言いますか利用を進めた上で、その成果をもとに検討してまいりたいと考えております。

田中委員 今のキャッシュレスのことなんですけれども、現時点で導入された利用状況、集計、もしなにか数字がございましたら、お願いいたします。

山田デジタル戦略課長 現時点の最新の利用状況でございます。最新の利用状況ですけれども、まず利用金額ベースでは 14%、件数ベースでは 7.5%となっております。他市の導入当初の状況を聞きますと、やはり少し本市のほうが高い状況で推移していると考えておるところでございます、引き続き決済ブランドなどの充実を図って、利用を促進していきたいと考えておるところでございます。

田中委員 私からはマイナンバーカードを用いた行政手続きのオンライン化につきまして、運用がどうなっているのかお伺いいたします。

山田デジタル戦略課長 マイナンバーカードを活用したオンライン化の運用でございますけれども、総務省の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づいて全国の自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きができるよう取り組みが進められており、本市においては特に国民の利便性に資する手続きとされている子育て・介護関係の 26 の手続きのうち、介護関係の 11 手続きについて令和 5 年 3 月にオンライン手続きを開始しております。また子育て関係の 15 手続きにつきましても、現在運用の準備を進めておりまして、そこで準備が出来次第、開始をいたします。あわせて、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きというものも示されておりますが、これにつきましても可能なものからオンライン手続きを開始していきたいと考えているところでございます。

田中委員 戻ります。決算書 85、86 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 9 目「電算管理費」、説明コード 010「電算システム管理事業」についてです。庁舎無線 LAN 構築について、予算の時に庁内のどこに配置をして運用していくのが一番いいのかとかいろいろ探らなきゃいけないことがあるん

だというふうに説明いただいております。運用に関して伺います。

山田デジタル戦略課長 本庁内の無線 LAN の構築につきましては、令和 5 年 3 月から運用を開始しております。具体的には、本庁舎と別館の執務室や会議室に無線 LAN 用のアクセスポイントを配置し、職員業務用として執務室での通常業務や会議室に端末を持ち込んでの協議などで活用しているところでございます。

田村委員 決算書の 88 ページになります。説明資料 28 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 10 目「ケーブルテレビ放送費」、035「光ファイバー網整備事業」についてお尋ねいたします。光ファイバー網の整備が終わったところというところですが、天候だったり、災害だったりというところですが、トラブルに対する対応についてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

松岡デジタル戦略課主査 トラブル時の対応については、地元の通信会社、精通されている会社と保守体制を構築しまして、都度対応しているところでございます。

田中委員 それではトラブルには対応されているというところで、続いてお尋ねをいたしますけれども、ケーブルテレビの加入率、加入者数、現在何%なのかというところと、今後また増やしていられると思います。またあわせてインターネット回線の契約を取っていられると思うんですけれども、このあたりの考え方について伺います。

山田デジタル戦略課長 ケーブルテレビの加入率でございますけれども、テレビの加入率につきましては、本年の 7 月時点で、私どもが計算している率は 93.1%でございます。インターネットについては、世帯数の割合から言うと 24.2%の加入率があると考えております。それと今後の取り組みについて、光ファイバー網を整備いたしまして、インターネットについては加入率が 30%以上、増加しております。ただ、テレビにつきましては、今後の人口減少に直接的に影響を受ける関係から、加入率と言いますか加入総数が減ってくるものと考えております。今後の対応ですけれども、今ほっちゃテレビの指定管理者と協議しながら進めておりますのが、このインターネットの加入率を上げていくということで、各戸に今、4K テレビの対応のためにセットトップボックスの交換に回っておりますけれども、その中でやはり売り込んでいくというようなところ、それと宅地造成だとか不動産屋のほうにいろいろ情報を渡して利用促進を図っていくというような取り組みを今始めておるところでございます。

重村委員 光ファイバー網整備事業で、令和 4 年度のところで全域にわたって工事も終わったということで、新しい出発と言いますか、そういうのが本年度されております。令和 4 年度に油谷地区の断線を機に令和 4 年度に施工したと

ころもあったし、前年度施工したところも施工不良ということでイレギュラー的なことがありました。これはもう 100%その請負業者に瑕疵があるということで、行政のほうの負担もなく見直しをかけていただいたという件が発生しましたが、行政の姿勢として、発注した側っていうのは金額に見合う契約に従って良い成果物を工事していただいて、それを受け取るというのが私は行政サイドの基本的な姿勢であろうと思います。確かに電線 1 個 1 個、発注者が確認っていうのはこれはできないですけれども、この案件に関する行政側として反省すべき点があるとしたら何であったかをお尋ねしたいと思います。

山田デジタル戦略課長 委員お示しのとおり、工事の完成検査において市内全域にわたる全ての工事を検査するということは、これは非常に困難なことです。ですから、工事業者のいろんな図面とか提出書類、それと一部現場を確認して行うわけです。今回の締めが緩かった件については基本的に施工台帳上も検査の項目にはなかったというところで、当然、きちんと出来て当たり前っていうところで見えておりましたので、そこの辺がよく確認ができなかったということでございます。それを踏まえまして、今後、検査体制とか施工管理体制については施工業者との打ち合わせの回数を増やす、施工状態を把握するというところを増やしていきたいというところと、検査においてはチェックリストを作成して作業工程を再確認するというような形で、検査部署とは申し合わせをしております。また、断線っていうようなものを想定した上で、その中でも安定したサービスが提供、維持できるように、電線の冗長化とか複線化とかも切れるとしたときにバックアップ手段として検討をしなければならないということですが、非常に高額になりますので、指定管理者ともども研究をしておるところでございます。

重村委員 これはもう言えなかったらいいですけど。私、100%個人業者または孫受けの業者に責任があるということで責任を持ってやっていただきました。当然市からの予算出費というところもなかったんですけども、ひょっとしたら、こういう事態が起きると小さい業者だったら倒産する可能性もありますよね。私はあると思うんですよ。この再点検にかかった費用っていうのは報告義務も業者はないのかもしれないけど、私はこういう反省点、教訓になることはね、それではあれをもう 1 回点検し直して、本当に業者はどのくらいの経費負担があったのかというのは私知っておくべきじゃないかなと思うんですけど、そういう報告を受けたり要請したりしたことはありますか。

山田デジタル戦略課長 今回の施工不良ということで、昔で言う瑕疵の担保のところですけど、契約に基づく追完の請求をやりました。これまでその部分については、そういうことを求めておりませんでしたので、今回も追完の完成にどのくらいお金がかかったかというものはお尋ねをしておりませんし、把握も

しておりません。

田村委員 決算書 88 ページです。同じく 14 節「工事請負費」、不用額が 9,200 万円余り出ておりますけれども、この理由についてお尋ねいたします。

山田デジタル戦略課長 まず、光ファイバー網整備事業の 3 期の引き込みと 4 期、令和 4 年度の繰越事業の部分について、約 8,000 万円の不用が生じております。それと、維持管理費でございますけれども、当初はやはり道をつくるとかで電柱の支障移転が生じるというものが年間何十件かございます。そういったものに対応するため、1,150 万円を計上しておりましたけれども、令和 4 年度については、この市が行う支障移転が 1 件もなかったということで 1,000 万円強の不用が生じておるところでございます。

田村委員 今の 1,000 万円強の電柱の移転に関する費用が不用だったというところについてはわかりました。その不用額全体が 9,200 万円余りあるんですけど、その残りの 8,000 万円程度について、こういったものが不用だったんでしょうか。

山田デジタル戦略課長 光ファイバー網整備事業において 8,000 万円の不用額が生じておりますことは先ほどご答弁いたしましたけれども、その主な要因でございますけれども、労務単価について予算見積時と当初設計時これに差異が生じております。下がったということでございます。それと、工事の発注において撤去工事をそれぞれの発注でまとめて発注したことによるスケールメリットが出ております。それと入札執行においては落札残などが生じた。これらによって 8,000 万円の不用額が生じておるところでございます。

松岡委員 この光ファイバー網整備事業というのは、令和元年から令和 4 年まで 4 年間にわたって、毎年度 10 億円前後の事業費をかけて実施されてまいりましたが、この財源についてもう一度、全体の割合をお伺いいたします。

山田デジタル戦略課長 光ファイバー網整備事業の総事業費につきましては 37 億 7,100 万円となっております。その財源内訳ですが、国からの放送ネットワーク整備支援事業補助金や高度無線環境整備推進事業補助金、それと新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これがあわせて 17 億 1,000 万円でございます。それと次に、過疎対策事業債と合併特例債、これらの起債が合わせて 20 億 3,800 万円でございます。一般財源が 2,300 万円となっておりますところでございます。

田中委員 今の同じ款項目ですが、第 10 節需用費、第 13 節使用料及び賃借料です。全額不用額になっております。理由をお伺いいたします。

山田デジタル戦略課長 需用費と使用料及び賃借料の不用額でございますけれども、需用費が不用となった理由としましては、ケーブルテレビ事業におきまして、市のリスク分担に基づく突発的な機器の修理を想定して 300 万円ほど修

繕料を計上しておりましたが、令和 4 年度はリスク分担による修理が発生しなかったため 300 万円が不用となったものでございます。次に、使用料及び賃借料については、ケーブルテレビ本局に設置しています DMZ サーバー配下の機器の更新に要するリース料、これを計上しておりましたが、半導体不足の影響により機器の納入が遅れ、リース開始が本年 6 月となりました。このことから、令和 4 年度のリース料が不用となりましたので、リース料 75 万 3,000 円が不用になったものでございます。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、デジタル戦略課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、デジタル戦略課所管の審査を終了します。

本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは 6 日、午前 9 時 30 分から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労さまでした。

— 延会 15 : 02 —